



オリエンテーリング競技関連 規則集 2016

2016.8

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

この規則集は、コントローラ業務用に可搬性を考慮して競技関連の規則類を冊子として纏めたものであり、最新の規則類は JOA ホームページで確認願います。また、冊子とするため、レイアウトを調整しています。

～目 次～

「日本オリエンテーリング競技規則」(2016.2.7 改正)	1
「公認大会開催に関する規則」(2014.6.15 改正)	13
「競技者登録に関する規則」(2016.2.7 改正)	16
「競技者登録に関する施行細則」(2016.2.7 改正)	18
「コントローラ資格認定に関する規則」(2016.2.7 改正)	21
「コントローラに関する細則」(2016.2.7 改正)	23
「公認大会エリートクラス出場資格規則」(2014.6.15 改正)	25
「日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン」 (2016.2.7 改正)	29
「日本オリエンテーリング選手権(個人競技)実施基準」(2016.2.7 改正)	51
「日本オリエンテーリング選手権(リレー競技)実施基準」(2016.2.7 改正)	54
全日本リレー大会における「ふるさと登録」について(2013.2.1 公示、2016.2.7 修正)	57
「年齢別ランキング実施基準」(2016.2.7 改正)	59
補遺 1 「コース設定の原則」	61
(参考資料)「競技形式とコース設定」	65
補遺 2 「大会コントローラ点検リスト」	67
索引	73

以下は JOA ホームページ(<http://www.orienteering.or.jp>)からダウンロードしてください。

「日本オリエンテーリング地図図式(JSOM2007)」(2007.3.3 改正、2013.1.12 修正)

「日本スプリントオリエンテーリング地図図式(JSSOM2007)」(2007.3.3 改正、2013.1.12 修正)

「コントロールに関する規則(JSCD2008)」(2008.3.2 改正、2013.1.12 修正)

～本文において、左余白の罫線は変更のあった部分を示す。ただし、項番のみの変更を除く～

JOA 競技委員会・地図委員会編

Ver. 8.00 (2016.8.20)

日本オリエンテーリング競技規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

本規則は、日本国内オリエンテーリング競技会について、公益社団法人日本オリエンテーリング協会定款第4条（2）の規程に基づき、制定されたものである。競技者ならびに主催者は、本規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

1. 定義

1.1 オリエンテーリングとは、競技者が地上に印されたいくつかの地点（コントロール）を、地図とコンパスを使用して、可能な限り短時間で走破するスポーツである。競技者とは、出場を認められた個人あるいはチームをいう。

2. 適用

2.1 本規則は、国際オリエンテーリング連盟（以下 IOF という）の競技規則に基づき、日本オリエンテーリング協会（以下 JOA という）がフットオリエンテーリング競技について定めるものである。

2.2 本規則は、国内における競技会に適用されるとともに、競技に関する諸規則の基本となるものである。

3. 競技会の分類

3.1 競技形態

3.1.1 競技の開催時刻による分類

- 昼間競技 全競技を昼間に行う。スタートの開始は早くとも日の出 1 時間後とし、スタートの完了は遅くとも日没までに優勝設定時間の 150%を残した時刻とする。
- 夜間競技 全競技を夜間に行う。スタートの開始は早くとも日没 1 時間後とし、スタートの完了は遅くとも日の出までに優勝設定時間の 200%を残した時刻とする。
- 昼夜複合競技 上記のいずれにも合致しない競技をいう。

3.1.2 競技の種別による分類

- 個人競技 競技者個人が独立して行う。
- リレー競技 2 人以上の競技者が連続して継走する方式で行う。
- 合算競技 2 人以上の競技者が独立して競技を行い、その所要時間を合計する方式で行う。
- チーム競技 2 人以上の競技者が協力しながら行う。

3.1.3 競技結果の決定方法による分類

- 単一レース競技 1 回のレース結果が最終成績になる。

- 複数レース競技 1 日または複数日で行われ、複数レースの所要時間の合計が最終成績になる。
- 予選・決勝レース競技
予選を通過することで決勝レースの参加資格を得る。予選では原則として、競技者を複数のグループに配分する。予選の結果によって決勝のスタート順が決まる。決勝の結果のみが最終成績になる。

3.1.4 コントロールの通過順序による分類

- ポイント競技 指定された順番に回る競技
- フリー競技 任意の順番に回る競技

3.1.5 レース距離による分類

- ロングディスタンス競技
- ミドルディスタンス競技
- スプリント競技
- その他の距離による競技

3.2 本規則でいう競技会とは、JOA 主催大会、JOA 加盟都道府県協会もしくは団体（以下正会員という）の主催大会、および正会員に所属するクラブ等の団体、その他 JOA が開催を認めた団体が主催する大会をいう。

競技会のうち『公認大会開催に関する規則』にしたがって開催される大会を公認大会という。

4. クラス

4.1 クラス分け

- 4.1.1 すべての競技者が参加できるように、性別、年齢および技能レベルに応じたクラスを設ける。
- 4.1.2 年齢は、その年度内に達する年齢とする。女性は男性のクラスに参加してもよい。
- 4.1.3 21 歳以上の競技者は、21 歳を下限として若い年齢を対象とするクラスに参加してもよい。
- 4.1.4 20 歳以下の競技者は、20 歳を上限として 1 ランク上の年齢を対象とするクラスに参加してもよい。
- 4.1.5 競技者が参加できるのは、1 大会 1 クラスである。

4.2 クラス名の表記

4.2.1 クラス名の表記には以下の記号を用いる。

- 性別による記号
 - M： 男性
 - W： 女性
- 技能レベルによる記号
 - E： エリートクラス（最高難度のクラス）
 - A および B： E クラスに次いで難度の高い順に設けるクラス
- 距離による記号
 - L および S： 距離の長い順に設けるクラス

4.2.2 クラス名は、性別による記号、年齢、技能レベルによる記号、距離による記号の順に続けて表記する。

5. 参加資格

- 5.1 主催者は、参加資格に制限を加える場合は、その旨を明確に大会開催要項に記載しなければならない。
- 5.2 EまたはAクラスに参加しようとする者は、競技者登録をしていなければならない。競技者登録については、『競技者登録に関する規則』に定める。
- 5.3 主催者は、エリートクラスへの出場については一定の条件を課し、参加資格を取得したことを証明する資料の提示を条件とすることができる。
エリートクラスの参加資格については、『公認大会エリートクラス出場資格規則』に定める。

6. 競技責任者と大会コントローラの指名

- 6.1 主催者は、適格なる競技責任者を指名する。
- 6.2 大会には大会コントローラを置き、公認大会については JOA が大会コントローラを任命する。

7. 大会開催要項

- 7.1 大会開催要項は、遅くとも開催日の2カ月前までに当該大会の性格に適した方法で公表するものとする。
- 7.2 大会開催要項には、少なくとも以下の事項を記載する。
 - a) 開催年月日、集合地または大会会場
 - b) 主催者、主管者、競技責任者、大会コントローラ、コース設定者
 - c) 問合先
 - d) 申込方法、申込先、申込締切日
 - e) 参加料、必要であればその他の料金、払込方法
 - f) 服装と用具に関する注意
 - g) 競技形態、クラス、リレーの走区によりクラスが異なる場合は、走区クラス割
 - h) クラス別またはリレー走区別優勝設定時間
 - i) 交通手段
 - j) テレイン状況、留意事項、トレーニングに関する情報
 - k) 競技用地図の縮尺、等高線間隔、走行可能度表示
 - l) コントロールのパンチ方法
 - m) スタート開始時刻

8. 参加申込

- 8.1 競技者は大会開催要項に記された申込締切日までに所定の方法にしたがって、大会参加を申し込む。
- 8.2 参加料は大会開催要項に示されている方法で支払う。
- 8.3 参加申込書には少なくとも以下の事項を記載する。
 - a) 氏名

- b) 住所・電話番号、または連絡手段
- c) 競技者登録番号、または性別・年齢・生年月日
- d) 参加希望クラス
- e) 所属クラブ名または居住市区町村名

9. スタート順の決定とスタートリスト

- 9.1 スタート順は、クラスごとに無作為に決める。ただし、シード枠を設けてもよい。
- 9.2 個人競技においては、競技者は各クラスとも一人ずつ同一の時間間隔でスタートするタイムスタートとする。
- 9.3 複数レース競技においては、各クラスとも個々の競技者のスタート時間帯をレースによって変えることにより、競技者全員のスタート時刻に関する条件を等しくすることが望ましい。
- 9.4 複数レース競技の最終レースにおける各競技者のスタート時刻は、それまでの成績に基づいてスタートするチェイシング（成績時間差）スタートを採用してもよい。
- 9.5 予選・決勝レース競技の予選では、以下の条件が満たされるようにスタート順を決める。
 - 各予選グループの人数が均等になるように競技者を配分する。
 - 各スタート時刻に予選グループ毎に一人ずつの競技者が同時にスタートする。
 - 同一クラブに所属する競技者は、各予選グループに均等に配分することが望ましい。
 - 予選グループ毎のレース距離は可能な限り等しくする。
- 9.6 予選・決勝レース競技の決勝のスタート順は、予選順位の逆順とし、予選で最も上位の競技者が最後にスタートする。同じ予選グループの中で同順位の競技者は、無作為抽選で順番を決める。予選グループ間で同順位の競技者は、予選グループ番号の順にスタートする。
- 9.7 リレー競技では、マス（一斉）スタートを採用する。多様なコースの組み合わせをあらかじめ決めておいて、無作為に抽選する。組み合わせは、最終の競技者がスタートするまで公表してはならない。

10. プログラム

- 10.1 プログラムは、遅くとも開催日 1 週間前までに、申込者に通知、送付もしくは公表する。
- 10.2 プログラムには、7.2 項にいうすべての事項（d,e を除く）に加えて、以下の事項についての情報も記載する。
 - a) 適用するオリエンテーリング地図図式、および地図図式にない特殊記号を使用する場合の説明
 - b) ナンバーカード、コントロールカード、コントロール位置説明表の交付方法
 - c) スタートリスト
 - d) 大会会場からスタート地区までの距離および所要時間
 - e) 誘導テープの色、給水コントロール、立入禁止／危険地帯
 - f) コース距離、登高（E,A クラス）
 - g) コース距離の 15%以上が標高 1,200m を超える場合は、その高度
 - h) コントロール位置説明をスタート地区で配布する場合は、その寸法
 - i) 更衣所、洗い場、トイレ、救護所

- j) 競技時間、フィニッシュの閉鎖時刻
- k) 表彰式（有無、時刻、対象、クラスなど）

参加者の便宜のため、競技の公正性に影響がなければ、以下の事項についての情報も記載することが望ましい。

- l) フィニッシュ地区から大会会場までの距離および所要時間

11. テレインとコース

- 11.1 テレインは、競技としてのコース設定に適していなければならない。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。
- 11.2 コース設定に際しては、IOFが定めている『コース設定の原則』に従う。
- 11.3 コース距離は、スタートからすべてのコントロールを經由してフィニッシュまでの直線距離とする。ただし、物理的に通行不能な障害物（高いフェンス、湖、通れない崖等）、立入禁止エリアおよびマークルートは、迂回して測定する。
- 11.4 登高は、現実的なルートに沿った場合の登高とする。
- 11.5 コースは、別途定める優勝設定時間に合致するように設定する。
- 11.6 リレー競技においては、各走区で最も速い者の合計時間を基準にして優勝時間を設定する。
- 11.7 リレー競技においては、各競技者は異なるレッグまたはコースを走るが、チーム全体としては同一のレッグまたはコースを走る。
- 11.8 テレインの制約等、やむをえぬ事情がある場合、大会コントローラの同意を得て、別途定められた優勝設定時間と異なる時間を設定することができる。この場合、大会開催要項およびプログラムに明記しなければならない。

12. 地図

- 12.1 地図は『日本オリエンテーリング地図図式』あるいは『日本スプリントオリエンテーリング地図図式』（以下総称して地図図式という）に基づいて作成する。
- 12.2 地図の縮尺は、ロングディスタンス競技では1:15,000、ミドルディスタンス競技およびリレー競技では1:10,000、スプリント競技では1:5,000または1:4,000を原則とする。これと異なる縮尺の地図を使用する場合は、大会開催要項およびプログラムなどに明記しなければならない。
- 12.3 地図印刷後に、競技の公正さに影響を与える恐れのあるテレイン内の状況の変化が生じたときは、その変化を地図に表示しなければならない。
- 12.4 地図は耐水性を確保したものでなければならない。
- 12.5 使用されるテレインが含まれるオリエンテーリング用に作成された地図があった場合は、その地図を大会会場に掲示する。また、その地図の情報（地図名、作成時期、大会名等）をプログラムで通知することが望ましい。

13. 地図上へのコースの表記

- 13.1 競技地図上のコース記号は以下のとおりとする。
 - オリエンテーリングの開始地点 : 正三角形

- コントロール : 円
- フィニッシュ : 二重同心円

- 13.2 三角と円は、それぞれコントロールとなっている地図上の特徴物を、正確に中心位置とする。中心に印をつけてはならない。
- 13.3 ポイント競技においては、コントロールの円には回る順に番号を添える。オリエンテーリングの開始地点を示す三角形の頂点の一つを第1コントロールに向ける。番号は上を北にして、重要な地図細部の読みとりが困難にならないように記す。
- 13.4 誘導部分をのぞき、三角および円は、番号順に直線でつなぐ。細部の地図読みが必要な部分では、線や円の一部を省くこととする。
- 13.5 誘導部分は、すべて地図に表示する。誘導部分の開始地点には必ずコントロールを置き、誘導部分は地図に破線で示す。誘導部分の終端から再びオリエンテーリングを始める場合は、地図上で破線の終端と次のコントロールを直線でつなぐ。
- 13.6 コース記号、通行禁止ルート、立入禁止区域、救護／給水所など、すべての地図への追加印刷は、地図図式に従う。

14. コントロール位置説明

- 14.1 コントロール位置説明は、『コントロールに関する規則』に従って作成する。
- 14.2 コントロール位置説明は、地図の表面に貼付または印刷する。
- 14.3 コントロール位置説明は、事前に配布・公表してもよいが、スタート地区またはスタート枠（レーン）内とすることが望ましい。リレー競技など追従の可能性がある競技では配布しない。

15. 地上における表示

- 15.1 競技者が通ることを義務づけられたルートには、標識をつける。標識は、オレンジと白のテープまたはストリーマを一緒につける方式が望ましい。
- 15.2 危険地域を示す標識は目立つようにつける。
- 15.3 立入禁止区域は、青と黄のテープまたはストリーマで外郭線を表示するのが望ましい。

16. コントロールの設置

- 16.1 すべてのコントロールにはコントロールフラッグを置く。夜間競技においては、灯火または反射板をすべての方角から見えるように置くか、コントロールフラッグとともに吊す。
- 16.2 コントロールフラッグは三面柱状で、各面は 30×30cm の正方形とし、各面を対角線によって二分し、白とオレンジ（PMS 165）に色分けする。3面のうち少なくとも2面は、上半分を白とする。
- 16.3 コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物に、その特徴物に到達した競技者に見えるように吊す。コントロールフラッグが吊された実際の位置は、コントロール位置説明と合致していなければならない。
- 16.4 コントロールは 30m 以内（縮尺 1:5,000 または 1:4,000 では 15m 以内）に近接して設置すべきでない。さらに特徴物が同じコントロールは 60m 以内（縮尺 1:5,000 または 1:4,000

では 30m 以内) に近接すべきでない。

- 16.5 他の競技者の存在によって、コントロール到達の難易度が左右されてはならない。
- 16.6 すべてのコントロールには、識別のためのコントロール識別番号を、競技者がパンチ器具を使用するときに明瞭に見えるようにつける。コントロール識別番号は 31 以上 2～3 桁の数字とするが、混同しやすい数 (66,68,86,89,98,99 など) は使ってはならない。数字は白地に黒色で、高さ 30～100mm、太さ 5～10mm で記す。
- 16.7 コントロールフラッグ、パンチ器具などは、コース毎に同一の仕様とする。パンチ器具は十分な数を、コントロールフラッグのすぐそばに備える。
- 16.8 優勝設定時間が 45 分を超えるクラスがある場合は、給水所を設ける。状況により必要な場合 (酷暑時など) には、優勝設定時間にかかわらず設ける。給水所には、少なくとも飲料水を用意しなければならない。

17. コントロールカードとパンチ器具

- 17.1 コントロールカードおよびパンチ器具は、以下のものを使用することができる。
 - ピンパンチ式のコントロールカード方式
 - 電子式のパンチ計時システム
- 17.2 コントロールカードは、競技者に個々のスタート時刻までに渡す。運営上必要な場合は、大会コントローラの同意を得て、コントロールカードを地図に添付することができる。コントロールカードの交付方法については、プログラムに記載する。
- 17.3 競技者は各コントロールに備えられているパンチ器具で、自分のコントロールカードの正しい欄に、明瞭に印をつけてくることに責任を有する。コントロールカードはフィニッシュで役員に手渡す。
- 17.4 主催者は、いくつかの指定したコントロールで、役員による競技者のコントロールカード検査、および役員の手による記印を行うことができる。
- 17.5 コントロールカードに記印がされていなかった場合、その理由が競技者の責任に帰し得ないもの (パンチ器具の不調や紛失など) であったときは、その競技者は失格とならない。
- 17.6 ピンパンチ式のコントロールカードは、耐水性の破れない紙で作成し、寸法は 10×21cm を超えてはならない。
- 17.7 電子式のパンチ計時システムを採用する場合は、バックアップシステムを備えておかなければならない。

18. スタート

- 18.1 競技者は、スタートラインより指定された時刻にスタートする。
- 18.2 スタートからオリエンテーリングの開始地点までは、誘導の標識をつける。開始地点には、コントロールフラッグを置く。このコントロールフラッグにはパンチ器具をつけない。
- 18.3 競技者は、地図をスタートと同時に、またもし地図の支給地点がスタートラインより先の場合は、その地点で自分の責任で取る。
- 18.4 オリエンテーリングの開始地点は、先行する競技者のルート選択が、スタート待機中の後続競技者に知り得ないような場所に設ける。

- 18.5 個人競技はタイムスタートで行う。
- 18.6 リレー競技のスタートはマススタートで行い、継走していくこととする。次走者への引継ぎは、定められた区域の中で走者が接触することにより行う。次走者に準備時間を与えるため、前走者の中継所への接近について、可能であれば告知する。告知の方法は板書が望ましい。この場合、告知に手落ちがあっても主催者に責任はない。
- 18.7 リレー競技においては、運営上の理由により、第二走者以降の繰上げスタートを行ってもよい。
- 18.8 スタート時刻に遅れた競技者は、スタートラインに到着後、役員の指示で直ちにスタートを許されるが、指定されていたスタート時刻を所要時間計測の起点時刻とする。
- 18.9 主催者側の過失によりスタート時刻に遅れた競技者には、新たなスタート時刻を与える。

19. フィニッシュおよび計時

- 19.1 競技者がフィニッシュラインを越えたときに当該競技者の競技は終了する。
- 19.2 フィニッシュへの誘導はテープ等によって表示されていなければならない。最後の 20m は直線とする。
- 19.3 フィニッシュラインの幅は、タイムスタートの場合は 1.5m 以上、マススタートおよびチェイシングスタートの場合は 3m 以上とする。フィニッシュラインは、進入路と直角に競技者に明瞭にわかるように設ける。
- 19.4 フィニッシュラインを越えた後、競技者はコントロールカードを、また主催者が定めている場合は使用地図を、役員に手渡す。
- 19.5 フィニッシュ地区には救護所を置く。
- 19.6 フィニッシュの計時は、競技者の胸がフィニッシュラインを通過したときに行う。電子式コントロールカードの場合はフィニッシュラインでパンチした時点で計時してもよい。
- 19.7 記録する所要時間は秒までとし、秒に満たない端数は切り捨てる。発表は、時間・分・秒または分・秒の形で行う。

20. 順位、成績および表彰

- 20.1 個人競技においては、所要時間が同じ競技者はすべて同順位とする。ただし、公式成績表にはスタート順に記載する。
- 20.2 リレー競技においては、最終走区の走者がフィニッシュした順が、チームの最終順位となる。
- 20.3 マススタートおよびチェイシングスタートでは、着順判定員が順位判定を下す。同着はない。
- 20.4 E クラスおよび A クラスについては、競技者が競技できる時間として競技時間を設ける。
- 20.5 コントロールカードを紛失した競技者、記印に脱落がある競技者、コントロールを指定通りに回らなかったことが立証された競技者、競技時間内に競技を終了できなかった競技者は、すべて失格とする。
- 20.6 競技進行中、成績の速報は、順次掲示する。
- 20.7 公式成績表の公表は、大会終了後 1 カ月以内に行う。
- 20.8 リレーの成績表には、各競技者個々の氏名と所要時間およびコースの分割方法と組み合わせも記載する。繰上げスタートになったチームは、正規に継走できたチームの後の順位となる。

20.9 成績上位者を表彰することができる。

21. 服装と用具

21.1 大会開催要項に明記されていない限り、服装に関しては競技者の自由である。

21.2 主催者が定めた場合、競技者はナンバーカードを、明瞭に読み取れるように胸に装着する。主催者はさらに、背中にもつけるように規定できる。ナンバーカードは折り畳んではならない。ナンバーカードの寸法は **25×25cm** 以下とし、数字の高さは **10cm** 以上とする。

21.3 競技者は競技中に、主催者から受け取る地図、コントロールカード、コントロール位置説明書、およびコンパス、時計、その他主催者が必要と認めたものを携行してよい。その他の技術的な補助器具の使用は禁止する。

21.4 競技者は競技中に通信機器を使用してはならない。GPS データ記録装置は、ナビゲーションの目的でなければ使用してもよい。主催者は、競技者に追跡装置の着用を求めることができる。

22. 公正な競技

22.1 大会に参与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、トレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。

22.2 ドーピング行為は禁止する。主催者は、公益財団法人アンチ・ドーピング機構が定める『日本アンチ・ドーピング規程』に基づいて、テストを実施することができる。

22.3 主催者は大会コントローラの同意を得て、前もってトレインの位置を公表するとともに、特定のトレインあるいは区域を立入禁止として指定することができる。公表された場合は、これらの指定されたトレインあるいは区域に立ち入り、調査や練習を行ってはならない。

22.4 テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。大会の場所を知ろうとする試みは禁止する。

22.5 主催者は、テレインを熟知し他の競技者より明らかに有利な立場にある者を、競技に参加させてはならない。

22.6 いかなる競技者も、不公正な手段により他の競技者より有利な立場に立とうとしたり、走あるいは方向決定に助力を得たりしてはならない。

22.7 競技者にとって危険な事態が発生した場合、主催者はいかなる時点であっても競技を中止または延期とすることができる。

23. 競技中の行動

23.1 競技者は、トレイン内ではできるだけ静粛に行動する。

23.2 怪我をした競技者を助けることは、競技者の義務である。

23.3 競技者は、自分のコース内の誘導部分では、終始誘導に従う。地図に示されている立入禁止区域に入ってはならない。

23.4 主催者は、環境保護のための指示を競技者に与えることができる。競技者はこれを厳守しなければならない。

- 23.5 フィニッシュラインを通過した競技者は、主催者の許可を得ない限り、トレインに立ち戻ってはならない。
- 23.6 途中棄権する競技者は、できる限り速やかに地図とコントロールカードを大会役員に手渡さなければならない。申告することにより棄権となる。
- 23.7 競技の行われている間、競技に関係する人はそれぞれ指示された場所に留まり、他の競技者に影響を与える行為をしてはならない。
- 23.8 競技者は、自己の責任において、大会に参加するものとする。

24. 調査依頼および提訴

- 24.1 競技に関する疑義が生じたとき、競技者およびチーム役員は競技責任者に対して調査依頼をすることができる。
- 24.2 調査依頼は文書で可能な限り速やかに行わなければならない。競技責任者は調査依頼の制限時刻を設けることができる。制限時刻以降の調査依頼は、考慮すべき特別な事情がある場合にのみ認められる。
- 24.3 競技責任者は調査結果を、可能な限り速やかに調査依頼者に通知しなければならない。
- 24.4 調査依頼に対する競技責任者の回答が不服の場合、競技者およびチーム役員は提訴を行うことができる。
- 24.5 提訴は調査依頼に対する回答が通知されてから 15 分以内に、文書で裁定委員宛てに提出しなければならない。制限時刻以降の提訴は、考慮すべき特別な事情がある場合にのみ認められる。
- 24.6 後日公表された公式成績表に関する調査依頼および提訴は、公表後 10 日以内に行うものとする。

25. 裁定委員会

- 25.1 主催者は、3 名からなる裁定委員会を組織する。裁定委員会の任務は、すべての提訴について、裁定を下すことである。
- 25.2 裁定委員は、大会組織に関与してはならない。大会コントローラが裁定委員会の議長となるが、投票権は有しない。主催者の代表も裁定委員会に出席できるが、投票権は有しない。
- 25.3 裁定委員会は、3 人全員の出席をもって成立する。出席不可能な裁定委員がいたときは、主催者は代理を任命しなければならない。
- 25.4 裁定委員会の決定をもって、最終裁定とする。

26. 競技規則違反

- 26.1 競技規則に違反した競技者は、失格となる。
- 26.2 競技規則に違反した役員があったときは、大会コントローラはその旨を、JOA に通告する。
- 26.3 競技規則に対する違反はすべて、大会報告書に記録する。

27. 大会コントローラ

- 27.1 大会コントローラは、JOA のコントローラ認定資格を有する者でなければならない。

- 27.2 大会コントローラの主たる任務は、競技規則が遵守されていることを確認することである。競技規則を逸脱する必要がある場合は、大会コントローラが可否を判断し、事前に JOA へ報告するとともに競技者に公表しなければならない。
- 27.3 大会コントローラは、以下の事項について権限を有する。
- a) テレインの適格性の判断
 - b) 地図図式に照合して、地図の質の審査
 - c) コース設定の質、およびスタートとフィニッシュ位置の適格性の判定
 - d) コースの審査（難易度、コントロール位置の選定、偶然性の排除、地図の精度）
 - e) リレーにおけるコース配分と組み合わせの審査
 - f) 競技運営全般の確認と、宿舎や食事・輸送・プログラム・トレーニング関係などの内容の確認
 - g) 計時機器の信頼性と精度の確認
 - h) 競技への影響の可能性の観点から、報道関係などへの対応の仕方の確認
 - i) 式典計画の確認
 - j) ドーピングテストの手配および設備の確認
 - k) 記録の承認
- 27.4 大会コントローラは、任務を達成するために現地視察を含めて適宜点検を行わなければならない。点検後は速やかにその概要を書面で JOA および主催者に報告する。
- 27.5 大会コントローラは大会当日、大会会場に常駐する。
- 27.6 大会コントローラの経費については、主催者が負担する。

28. 大会報告書

- 28.1 主催者は、大会報告書を作成しなければならない。
- 28.2 大会コントローラは、大会終了後 1 カ月以内に、JOA へ報告書を提出する。報告書には、大会の特記すべき事項と提訴の詳細を記載する。
- 28.3 主催者は、大会終了後 1 カ月以内に、JOA および所属する正会員または開催地の正会員へ、以下のものを提出する。
- a) 大会報告書
 - b) 公式成績表
 - c) 男女の最上位クラスのコース地図と全コントロール図各 1 枚

29. メディア・サービス

- 29.1 主催者は、メディア取材者に対し、好意的な機会を提供することが望ましい。
- 29.2 主催者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のための最大限の努力をすることが望ましい。

30. 附 則

本規則は平成 28 年 2 月 7 日より施行する。

平成 6 年 3 月 27 日 制定
平成 13 年 3 月 10 日 改正
平成 16 年 7 月 31 日 改正
平成 19 年 5 月 26 日 改正
平成 21 年 3 月 15 日 改正
平成 21 年 12 月 6 日 改正
平成 24 年 3 月 20 日 改正
平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正
平成 25 年 1 月 12 日 改正
平成 28 年 2 月 7 日 改正

公認大会開催に関する規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1 総則

1.1 目的

この規則は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）定款第4条（2）項に基づき、JOA 公認オリエンテーリング大会（以下「公認大会」という）について、必要な事項を定めるものである。

1.2 主旨

公認大会は、日本オリエンテーリング競技規則に基づいて開催され、競技者の成績を JOA が認定し、記録する大会をいい、各人の努力目標を高めるとともに、オリエンテーリングの普及推進を図るものである。

1.3 基本原則

公認大会はすべての競技者に開かれたものでなければならない。ただし一部のクラスを非公開にすることができる。

2 カテゴリ

2.1 公認大会

公認大会は、競技形式、クラス、参加資格等により次のカテゴリに区分する。

- (1) カテゴリ A：クラス分け、参加資格等、一定の統一基準に基づく大会。地図は「日本オリエンテーリング地図図式（JSOM）」を適用する。
- (2) カテゴリ B：基準に従って開催される大会。地図は「日本オリエンテーリング地図図式（JSOM）」を適用する。
- (3) カテゴリ S：基準に従って開催される大会。地図は「日本スプリントオリエンテーリング地図図式（JSSOM）」を適用する。

2.2 全日本大会

日本選手権クラスを設ける大会を全日本大会という。ロングディスタンス競技、ミドルディスタンス競技、スプリント競技およびリレー競技を対象とする。JOA の主催で原則として毎年度1回開催する。

日本選手権は、別途定める実施基準による。

3 開催

3.1 主催者

主催者は次の(1)～(4)のいずれかとする。

- (1) JOA
- (2) JOA 加盟都道府県協会および団体（以下「正会員」という）
- (3) 正会員に所属するクラブ等の団体（以下「団体等」という）

(4) JOA が開催を認めた団体

3.2 要件

公認大会は、JOA が認めた年度毎の公認大会開催計画によって開催される。

公認大会を開催するにあたり、以下の条件を満たさなければならない。

- 運営責任者および競技部門の主要部にオリエンテーリング・ディレクタを配置すること。
- 運営とは独立した大会コントローラを配置すること。大会コントローラは JOA にコントローラ登録されていることが望ましい。
- カテゴリ A においては、普及を目的とするフィットネス O を併設することが望ましい。

3.3 公認料

JOA 以外の主催者は、所定の公認料を開催 1 週間前までに JOA にプログラムとともに納入しなければならない。金額は別途定める。

4 申請および承認

4.1 申請

JOA 以外の者が主催する場合、主催者は期限までに様式 1 の申請書を次のところへ提出しなければならない。他の都道府県を開催地とする場合は、その都道府県協会の同意書を添付しなければならない。

(1) 正会員および JOA が認めた団体は JOA へ

(2) 団体等は所属する正会員を経由して JOA へ

申請期限は、大会開催の 6 カ月前の月末とする。カテゴリ B または S の場合は様式 1-2 により仮申請することにより、申請期限を 3 カ月前までに延長できる。

公認大会の申請に合わせて、様式 4 により全日本スプリント大会の申請を、様式 5 により全日本ミドルディスタンス大会の申請を行うことができる。

4.2 承認

JOA は、競技規則および関連規則等の適合性、ならびに大会としての妥当性を速やかに審査し、その可否を申請者に文書で通知するとともに公表する。

4.3 大会コントローラの任命

JOA は、主催者と協議して大会コントローラを指名し、これを任命する。

4.4 報告書等の提出

主催者は大会終了後 1 カ月以内に様式 2 による報告書および成績表を JOA に提出しなければならない。

4.5 取消

公認大会の申請に虚偽があった場合、または 3.3 項に違反した場合等は、公認大会を取り消し、以降開催を認めないことがある。

5 特典

5.1 出場者の特典

公認大会に出場した者は、次の特典を有する。

(1) 成績が公式記録として認定される。

(2) エリートクラス出場資格を得た者は登録され、公表される。

6 附 則

平成 6 年 3 月 27 日 制定
 平成 13 年 3 月 10 日 改正
 平成 19 年 5 月 26 日 改正
 平成 21 年 3 月 15 日 改正
 平成 22 年 5 月 23 日 改正
 平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う改正
 平成 25 年 1 月 12 日 改正
 平成 26 年 6 月 15 日 改正
 平成 27 年 6 月 20 日 誤字・脱字等の字句の修正

別 表

公認大会の公認料

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

「公認大会開催に関する規則」3.3 項に基づき、1 競技会あたりの公認料を以下のように定める。

カテゴリ A	30,000 円
カテゴリ B	10,000 円
カテゴリ S	5,000 円

平成 19 年 5 月 26 日 制定

下記様式は JOA ホームページからダウンロードしてください。

- (様式 1) JOA 公認大会申請書 ～略～
- (様式 1-2) JOA 公認大会仮申請書 ～略～
- (様式 2) JOA 公認大会報告書 ～略～
- (様式 4) 全日本スプリント大会申請書 ～略～
- (様式 5) 全日本ミドル大会申請書 ～略～

競技者登録に関する規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 総 則

- 1.1. この規則は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）定款第4条（2）項に基づき、競技者登録制度について必要な事項を定めるものである。
- 1.2. 競技者登録をした者は、いずれかの都道府県を代表するオリエンテーリング団体（以下「都道府県会員」という）に所属する。
- 1.3. 日本学生オリエンテーリング連盟（以下「学連」という）の加盟者は、競技者登録をした者とみなす。
- 1.4. 競技者登録をした者は、JOA が公認するオリエンテーリング大会（以下「公認大会」という）に出場することができる。
- 1.5. 競技者登録をすることは、日本代表として海外のオリエンテーリング大会に出場するための必須条件である。

2. 登録申請

- 2.1 競技者登録有効期間は毎年4月1日より翌年度6月末日までとする。競技者は年度毎に登録申請をしなければならない。
- 2.2 競技者登録をしようとする者は、所定の登録申請書と登録料を都道府県会員またはJOAに提出する。学連の加盟者は、学連の定める連盟規約に従って手続きを行う。
- 2.3 申込みを受けた都道府県会員またはJOAは、競技者に競技者登録番号を付与するとともに競技者情報を共有する。学連は加盟者に競技者登録番号を付与した一覧を作成してJOAに提出する。学連の加盟者も必ずいずれかの都道府県会員に所属するものとする。
- 2.4 競技者登録を受け付けた日をもって登録日とする。
- 2.5 JOAは競技者登録一覧名簿を作成・管理し、ウェブサイトにて公示する。各個人の競技者登録番号は、同一都道府県会員に登録を継続する限り原則として変更されない。
- 2.6 競技者が登録申請できる期間は、前年度2月1日から当年度1月末日までとする。年度途中で登録した場合は、登録日の翌月から有効とする。
- 2.7 都道府県会員は登録事務をJOAに戻ることができる。

3. 登録先

- 3.1 競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する都道府県会員に登録することができる。
 - (1) 居住地または勤務地（学生・生徒にあっては学校所在地）
 - (2) 学生（大学・大学院・専門学校等）に限り出身高等学校所在地ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、都道府県会員が妥当と認めればその都道府県会員に

登録することができる。

- 3.2 同じ年度内に登録できるのは一都道府県会員とし、年度途中での変更は認めない。年度が変わって別の都道府県会員に登録した場合、それまでの競技者登録番号は無効になる。

4. 付 則

競技者登録の登録料は別途定める。

平成 11 年 5 月 22 日制定

平成 15 年 6 月 1 日改正

平成 20 年 3 月 2 日改正

平成 21 年 5 月 10 日改正

平成 24 年 3 月 20 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 26 年 6 月 15 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正

下記書式は JOA ホームページからダウンロードしてください。

競技者登録申請書 ～略～

競技者登録に関する施行細則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 競技者登録

- 1.1 「競技者登録に関する規則」3.1項における都道府県会員が妥当と認める範囲は、以下を基準とする。
 - (1) 都道府県会員に所属するクラブ員であること
 - (2) 過去において居住、勤務または就学していたこと
- 1.2 競技者登録は1年単位の年度更新であり、有効期間は毎年4月1日より翌年度6月末日までとする。日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）は、前年度2月1日から当年度1月末日まで登録を受け付ける。
- 1.3 受付日をもって登録日とし、年度途中で登録した場合は、登録日の翌月から有効となる。
- 1.4 競技者登録した者は、公認大会のEクラスおよびAクラスに出場することができる。
- 1.5 公認大会に出場するためには、競技者登録が当該大会のエントリ時点で有効でなければならない。

2. 登録手続き

- 2.1 競技者登録をしようとする者は、所定の競技者登録申請書に必要事項を記入し、登録料を添えて、いずれかの都道府県会員またはJOAに申し込む。学連の加盟者は、学連の定める連盟規約に従って手続きを行う。
- 2.2 申込みを受けた都道府県会員、学連またはJOAは、6項に従って競技者に競技者登録番号を付与する。競技者登録番号の重複を避けるため、都道府県会員が受け付けた場合には6桁目に0～4、JOAが受け付けた場合には5～7を、学連が受け付けた場合には8～9を使用する。採番できる数字が不足した場合には、相互に調整する。
- 2.3 競技者登録を受け付けた都道府県会員、学連またはJOAは、ただちに競技者登録番号を競技者に通知する。競技者登録を受け付けた日を以って登録日とする。
- 2.4 都道府県会員、学連およびJOAは、毎月末日までに競技者登録した者のリストを交換する。競技者リストには、少なくとも以下の内容を記述する。

競技者の氏名、競技者登録番号、連絡先（住所・電話番号または電子メールアドレス）、
生年月日

なお、競技者登録者が「競技者登録に関する規則」3.1項(1)または(2)によらず、当細則の1.1項(1)または(2)に該当する場合は、備考欄にその内容を記載する。
- 2.5 都道府県会員および学連は競技者から複数年度分を受け付けてもよいが、JOAへは年度単位で通知する。
- 2.6 JOAと都道府県会員は、競技者が納めた登録料を、別表のように按分する。学連の加盟者はこの限りではない。

3. JOA への事務返戻

- 3.1 競技者受付業務を都道府県会員自身が行うのに困難が生ずる場合は、競技者登録事務を JOA に返戻することができる。
- 3.2 事務返戻を希望する都道府県会員は、JOA 事務局へ競技者登録事務返戻申請書を提出する。申請書を受領した JOA 事務局はただちに都道府県会員に対して承諾書を送付する。事務返戻した都道府県会員のリストは、JOA が適時公示する
- 3.3 JOA が事務返戻を受けた場合、「1.競技者登録」に基づいて事務を行う。
- 3.4 業務返戻した場合の競技者登録料は、全額 JOA の収入とする。

4. 競技者登録名簿の管理

- 4.1 JOA は競技者登録した者の一覧名簿を作成・管理し、登録番号と氏名を適宜公示する。公示は原則としてホームページを通じて行い、毎月初めに前月の登録を加えて更新する。ただし、前月の登録がない場合は、この限りではない。
- 4.2 競技者登録番号の管理については、各都道府県会員が責任を負う。
- 4.3 JOA は競技者の便宜を図るために、競技者登録の事務を返戻した都道府県会員の一覧を適時公示する。JOA は必要に応じて公認大会の主催者に対し、最新の競技者登録一覧名簿を送付する。

5. 競技者登録番号

競技者登録番号は 8 桁とし、「xxx-xx-xxx」で表記する。

<1 桁目> 性別 1: 男 2: 女

<2~3 桁目> 出生年度 西暦の下 2 桁を使用。ただし早生まれの場合は前年とする。
(例えば昭和 39 年 3 月生まれの者は「63」となる。)

<4~5 桁目> 都道府県番号 01: 北海道 ~ 47: 沖縄県

<6~8 桁目> 通番 5 桁目までが同一の競技者を区別するための枝番。

(例) 275-13-120 東京都に昭和 50 年生まれ女子の 120 番で登録した競技者

平成 20 年 3 月 2 日改正

平成 21 年 5 月 10 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 26 年 6 月 15 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正

別 表

競技者登録の登録料

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

「競技者登録に関する規則」4項に基づき、競技者登録の登録料を以下のように定める。

年間登録	登録料	うち都道府県会員 収入	うちJOA収入
19歳以上	5,000円	2,000円	3,000円
19歳以上(学生*)	1,000円	500円	500円
16～18歳	500円	250円	250円
15歳以下	0円	0円	0円

* 学生とは、大学生、大学院生、高等専門学校生およびそれに準ずる者をいう。
学連の加盟者は登録料を免除する。

コントローラ資格認定に関する規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

[総 則]

1. 目 的

- 1.1 この規則は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下、J O Aという）が、日本オリエンテーリング競技規則（以下、競技規則という）に基づき、オリエンテーリング競技の公正さを保証するために設けたコントローラの資格認定に関する事項を定める。

2. 定 義

- 2.1 この規則でいう「コントローラ」とは、コントローラ講習会（以下、講習会という）またはコントローラ研修会（以下、研修会という）を受講して資格を認定され、登録した者をいう。
- 2.2 コントローラに準ずる者として、所定の資格を有し、講習会または研修会を受講した者で、登録した者を准コントローラという。以下、特に断らない限り、コントローラに含む。

3. 任 務

- 3.1 コントローラは、大会が競技規則に則って行われ、公正さを保証するように努めなければならない。

[講習会および研修会]

4. 講習会および研修会の開催

- 4.1 講習会および研修会を開催できるものはJ O Aとする。
- 4.2 講習会は原則として3年ごとに開催する。
- 4.3 研修会は原則として毎年開催する。

5. 講習会の実施

- 5.1 講習会および研修会の実施要領は、別に定める。

[新規資格認定および登録]

6. 講習会および研修会の受講

- 6.1 新規にコントローラ資格の認定を受けようとする者は、講習会を受講し、かつ所定の認定試験に合格しなければならない。
- 6.2 准コントローラ資格の認定を受けようとする者は、講習会または研修会を受講しなければならない。

7. 受講資格

- 7.1 講習会の受講資格は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) オリエンテーリング・ディレクタ1級または2級の資格を有している者
 - (2) コントローラまたは准コントローラの資格を有している者
 - (3) オリエンテーリングの経験及び大会運営の経験が豊富であり、所属する都道府県協会から推薦を受けた者
- 7.2 7.1項に該当する者または競技委員会の推薦を受けた者は、研修会を受講することができる。

8. 新規登録申請

- 8.1 所定の認定試験に合格し、新規にコントローラとして登録を希望する者および准コントローラとして登録を希望する者は、別紙様式1「コントローラ資格認定登録申請書」により申請する。

[更新登録]

9. 更新の要件

9.1 コントローラ資格を更新しようとする者は、講習会に加えて登録期間中の研修会を1回以上受講しなければならない。公認大会の大会コントローラを務めた者は研修会1回の受講に代えることができる。

9.2 准コントローラは更新の対象者とはならない。

10. 更新登録申請

10.1 コントローラとして更新登録を希望する者は、別紙様式2「コントローラ資格更新登録申請書」により申請する。

[資格の認定および公示]

11. 認定証等の交付・公示

11.1 認定登録申請あるいは更新登録申請を受理したJOAは、認定証等を交付し、登録者名を公示する。

12. 有効期間

12.1 登録の有効期間は、講習会開催年の次年度より3年度とする。

12.2 准コントローラ登録の有効期間は、研修会受講年度を含む2年度とする。

[資格の取消]

13. 資格の取消

13.1 JOAは、次のことを認めた場合、コントローラの資格を取り消すことがある。

- (1) コントローラとして、逸脱した行為、重大な過失行為があったとき
- (2) 3.1項の任務を遂行しなかったとき
- (3) 更新登録手続きをとらなかったとき

[附 則]

この規則は、平成25年1月12日から施行する。

平成17年12月4日制定

平成19年5月26日改正

平成21年3月15日改正

平成24年6月17日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成25年1月12日改正

平成28年2月7日改正

下記様式はJOAホームページからダウンロードしてください。

(様式1) コントローラ資格認定登録申請書 ~略~

(様式1-2) 准コントローラ登録申請書 ~略~

(様式2) コントローラ資格更新登録申請書 ~略~

コントローラに関する細則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 所 管

1.1 コントローラに関わる事項は、競技委員会の所管とする。

2. 資格認定

- 2.1 新規にコントローラ講習会を受講し、所定の認定試験に合格した者をコントローラ有資格者として認定する。
- 2.2 IOF イベントアドバイザーの資格を持つ者は、自動的にコントローラとして認定される。
- 2.3 コントローラを目指す者で、所定の手続きを経てコントローラ研修会を受講した者を准コントローラ有資格者として認定する。
- 2.4 資格認定の判定は、競技委員会が行う。

3. 登録と任期

- 3.1 コントローラ有資格者は、「コントローラ資格認定に関する規則」（以下、規則という）8 項または 10 項による手続きにより、翌年度から JOA コントローラとして登録される。登録の有効期間（任期）は 3 年度とする。ただし、期間途中で登録した者の任期は残りの期間とする。
- 3.2 准コントローラ有資格者は、所定の手続き（規則 8 項）により、申請の翌月より JOA 准コントローラとして登録される。登録の有効期間は研修会開催年度を含む 2 年度とする。

4. 更新

- 4.1 コントローラ資格を更新するためには、講習会に加えて登録期間中の研修会を 1 回以上受講しなければならない。公認大会の大会コントローラを務めた者は研修会 1 回の受講に代えることができる。
- 4.2 登録期間中に大会コントローラを複数回務め、経験・知識とも十分であると認められる者は、レポート提出を持って講習会受講に代えることができる。
- 4.3 准コントローラには更新はなく、毎回新規登録となる。
- 4.4 更新登録を希望する者は、所定の手続き（規則 10 項）により申請する。

5. 競技会における大会コントローラの任命

- 5.1 競技会のコントローラとして任命された者を大会コントローラと呼ぶ。
- 5.2 主催大会および公認大会においては、大会開催決定後、大会コントローラを速やかに任命する。
- 5.3 主催大会の大会コントローラについては、JOA が任命する。
- 5.4 公認大会の大会コントローラについては、JOA が主催者と協議の上、任命または承認する。
- 5.5 准コントローラは公認大会（カテゴリ B および S）の大会コントローラを務めることができる。
- 5.6 大会コントローラの任命者は、JOA 会長とする。

6. 業 務

6.1 大会コントローラの業務は、競技について諸規則が遵守され、公正に運営されていることを点検・確認することである。

6.2 大会コントローラは次の業務を行う：

(1) 現地点検を含め最低3回の点検作業

- ・ 地図および大会運営の概要が固まった時期（6ヶ月～1年前）
- ・ コースおよびコントロール位置がほぼ確定した時期（2ヶ月～6ヶ月前）
- ・ 大会前日および当日

(2) 点検は、競技関係にとどまらず、「日本オリエンテーリング競技規則」27項に準じて行う。

(3) 大会コントローラは、提訴があった場合、裁定委員会を招集し、その議長を務める。

7. 報告書

7.1 主催大会の大会コントローラは、コントローラ業務実施後、速やかにその概要を、また、大会終了後、1ヶ月以内に報告書をJOAに提出する。

7.2 公認大会の大会コントローラは、大会終了後、1ヶ月以内に報告書をJOAに提出する。

7.3 JOAは、研修会等において、技術の研鑽、問題点の把握等に報告書の活用を図る。

8. 大会コントローラ費用

8.1 大会コントローラに関わる費用は、主催者が支弁する。

9. 附 則

本規則の適用となるコントローラの登録期間は、平成18年度からとする。

平成17年12月4日制定

平成19年5月26日改正

平成21年3月15日改正

平成24年6月17日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成25年1月12日改正

平成28年2月7日改正

公認大会エリートクラス出場資格規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

全日本大会（選手権クラス）および公認大会について、以下のように出場資格を設ける。

1. 全日本大会

1.1 日本オリエンテーリング選手権（ロングディスタンス競技）

M/W21E

- (1) JOA 強化選手(A または B)に指定されている者
- (2) 前年度全日本大会（ロング） M/W21E 10位(5位)以内
- (3) 当年度公認大会[A] M/W21E 20位(10位)以内
- (4) 当年度公認大会[B] M/W21E 10位(5位)以内

M/W20E

- (1) JOA 強化選手(U-20)に指定されており、かつ強化委員会が出場を認めた者
- (2) 当年度公認大会 M/W21E 有資格者で 20 歳以下の者
- (3) 当年度全日本大会（ミドル） M/W20E 10位以内の者
- (4) 当年度公認大会[A] M/W21A 10位以内で 20 歳以下の者
- (5) 当年度公認大会[A] M/W20A 10位以内
(当該クラスがない場合、20 歳以下を対象とした最上位のクラス)
- (6) 当年度公認大会[B] M/W21A 5位以内で 20 歳以下の者
- (7) 当年度公認大会[B] M/W20A 5位以内
(当該クラスがない場合、20 歳以下を対象とした最上位のクラス)

1.2 日本オリエンテーリング選手権（ミドルディスタンス競技）

M/W21E

- (1) JOA 強化選手(A または B)に指定されている者
- (2) 前年度全日本大会（ロング） M/W21E 有資格者
- (3) 当年度公認大会[A] M/W21E 20位(10位)以内
- (4) 当年度公認大会[B] M/W21E 10位(5位)以内

M/W20E

- (1) JOA 強化選手(U-20)に指定されており、かつ強化委員会が出場を認めた者
- (2) 前年度全日本大会（ロング） M/W21E 有資格者で 20 歳以下の者
- (3) 前年度全日本大会（ロング） M/W20E 有資格者で 20 歳以下の者
- (4) 当年度公認大会 M/W21E 有資格者で 20 歳以下の者
- (5) 当年度公認大会[A,B] M/W21A 10位以内で 20 歳以下の者
- (6) 当年度公認大会[A,B] M/W20A 10位以内
(当該クラスがない場合、20 歳以下を対象とした最上位のクラス)

1.3 日本オリエンテーリング選手権（スプリント競技）

M/WE

- (1) JOA 強化選手に指定されている者
- (2) 前年度選手権大会開催日の1ヵ月前の月初めより当年度選手権大会開催日の2ヵ月前の月末までに開催された公認大会（カテゴリ S）の最上級クラスにおいて、優勝時間の150%以内（秒単位に切り上げ）の者
- (3) 前年度選手権大会の決勝レースに出場した者
年齢に制限はない

2. 公認大会（全日本大会を除くカテゴリ A および B の公認大会）

全日本大会を除くカテゴリ A および B の公認大会を対象とする。

2.1 上期（4～9 月）開催の大会

M/W21E

- (1) JOA 強化選手(A または B)に指定されている者
- (2) 前年度全日本大会（ロング） M/W21E 有資格者
- (3) 前年度全日本大会（ロング） M/W21A 10 位以内
- (4) 前年度全日本大会（ロング） M/W20E 5 位以内
- (5) 前年度 2 月以降、開催 2 カ月前月末までの公認大会[A]
M/W21E 20 位(10 位)以内
- (6) 前年度 4 月以降、開催 2 カ月前月末までの公認大会[A]
M/W21A 5 位以内
- (7) 前年度 2 月以降、開催 2 カ月前月末までの公認大会[B]
M/W21E 10 位(5 位)以内
(E クラスがない場合は最上位のクラス)
- (8) 前年度 4 月以降、開催 2 カ月前月末までの公認大会[B]
M/W21A 3 位以内

2.2 下期（10～3 月）開催の大会

M/W21E

- (1) JOA 強化選手(A または B)に指定されている者
- (2) 前年度全日本大会（ロング） M/W21E 有資格者
- (3) 前年度全日本大会（ロング） M/W21A 10 位以内
- (4) 前年度全日本大会（ロング） M/W20E 5 位以内
- (5) 前年度 2 月以降、開催 2 カ月前月末までの公認大会[A]
M/W21E 20 位(10 位)以内
- (6) 前年度 10 月以降、開催 2 カ月前月末までの公認大会[A]
M/W21A 5 位以内
- (7) 前年度 2 月以降、開催 2 カ月前月末までの公認大会[B]
M/W21E 10 位(5 位)以内

(E クラスがない場合は最上位のクラス)

(8) 前年度 10 月以降、開催 2 カ月前月末までの公認大会[B]

M/W21A 3 位以内

3. 適用

- ・公認大会の後の[]内はカテゴリを示す。
- ・()内の順位は女性(W)のクラスに適用する。
- ・順位は、各クラスのエン트리数の 1/2 (端数切り上げ) 以内の順位までとする。
- ・順位以内であっても優勝時間の 150% (秒単位に切り上げ) を越えた者は除外する。
- ・JOA 強化選手の指定は、強化委員会が行う。強化指定による E クラス出場資格は、強化指定が解除されると効力を失う。
- ・全日本大会 (日本選手権) 出場資格の対象となる当年度公認大会については、原則として全日本大会申込み締切り日 (大会開催日のおおむね 1 カ月前) までに開催される大会とし、その都度公示する。
- ・全日本大会を除く公認大会に対するエリートクラス出場資格 (E 権) を行使できるのは、取得した 2 カ月後の月からとする。
- ・カテゴリ B の公認大会において E クラスを設けない場合、最上位クラスを M/W21A 相当として扱い、2.1 項(7)および 2.2 項(7)を適用する。
- ・20 歳以下を対象とした A クラスがより上位のクラスと統合されている場合は、20 歳以下の競技者内での順位を適用する。
- ・カテゴリ S の公認大会 (全日本スプリント大会を除く) については、当面エリートクラス出場資格を設けない。ただし、主催者は設定してもよい。
- ・全日本大会が当該年度に開催されない場合、別途、公示する。
- ・エリートクラス出場有資格者は、JOA が適時公示する。
- ・エリートクラスへの出場は競技者登録者 (一時登録を除く) に限る。
- ・上記資格を持たない者がエリートクラスに出場を希望する場合には、所属する正会員の推薦を受けなければならない。可否については、競技委員会が判定する。推薦による出場資格は当該大会のみ有効とする。

4. 学生連盟主催大会の特例

日本学生オリエンテーリング連盟 (以下「学連」という) および傘下の地区学連主催の選手権大会が公認大会と共同開催され、学生専用のクラスが設けられる場合には、以下のようなエリートクラス出場規則を適用する。なお、日本学連主催の選手権大会は、ロングディスタンス競技の部が秋季に、ミドルディスタンス競技が春季に開催されることを前提とする。

4.1 日本学連主催の選手権大会 (インカレ)

【ロングディスタンス競技の部】

当該年度全日本大会のエリートクラス出場権を与える。

男子選手権クラスで 6 位以内の者	→ M21E クラス
女子選手権クラスで 6 位以内の者	→ W21E クラス
男子選手権クラス有資格者で 20 歳以下の者	→ M20E クラス
女子選手権クラス有資格者で 20 歳以下の者	→ W20E クラス
男子新人クラスで 3 位以内の者	→ M20E クラス
女子新人クラスで 3 位以内の者	→ W20E クラス

【ミドルディスタンス競技の部】

次年度 3 月末までに開催される公認大会（全日本大会を除く）のエリートクラス出場権を与える。

男子選手権クラスで 6 位以内の者	→ M21E クラス
女子選手権クラスで 6 位以内の者	→ W21E クラス

有資格者とは出場する権利を有する者をいい、実際に出場することを要件とはしない。
新人クラスでも 21 歳以上の者は、20E の出場を得ることはできない。

4.2 地区学連主催の選手権大会（地区インカレ）

【ロングディスタンス競技およびミドルディスタンス競技の部】

次年度 9 月末までに開催される公認大会（全日本大会を除く）のエリートクラス出場権を与える。

男子選手権クラスで 2 位以内の者	→ M21E クラス
女子選手権クラスで 2 位以内の者	→ W21E クラス

当該年度全日本大会のエリートクラス出場権を与える。

男子選手権クラスで 5 位以内で 20 歳以下の者	→ M20E クラス
女子選手権クラスで 5 位以内で 20 歳以下の者	→ W20E クラス

平成 19 年 5 月 26 日改正

平成 20 年 3 月 2 日改正（4 月 1 日施行）

平成 21 年 3 月 15 日改正（4 月 1 日施行）

平成 22 年 5 月 23 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正（4 月 1 日施行）

平成 25 年 7 月 24 日改正（9 月 1 日施行）

平成 26 年 6 月 15 日改正

日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

このガイドラインは、『日本オリエンテーリング競技規則』（以下「競技規則」という）および競技にかかわる関連規則（以下「関連規則類」という）について、その解釈、適用、補足および具体的な事項について示したものである。

1. 公 示

競技規則および関連規則類、ならびにそれらの運用にかかわる重要事項の公示は、正会員への通知および公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）のホームページ（<http://www.orienteering.or.jp/>）により行う。

エリートクラス出場有資格者、記録の認定等、競技者に対する一般的な公示は JOA ホームページにより行う。

2. 適 用

2.1 競技規則の位置づけ

競技規則は、国際オリエンテーリング連盟（以下「IOF」という）競技規則に基づいて日本のオリエンテーリング競技会に関して定めたもので、競技規則に定めのない事項については IOF 競技規則を適用する。国内で開催される国際大会については、IOF 競技規則を適用する。

関連規則類には、以下のものがある。

- ・ 『公認大会開催に関する規則』
- ・ 『公認大会エリートクラス出場資格規則』
- ・ 『競技者登録に関する規則』
- ・ 『コントロールに関する規則』
- ・ 『日本オリエンテーリング地図図式』（以下「JSOM」という）
- ・ 『日本スプリントオリエンテーリング地図図式』（以下「JSSOM」という）

このほか、競技規則、関連規則類および本ガイドラインに従って、実施基準を設けることがある。

競技者および運営にかかわる者は、これらを熟知していなければならない。（付表 1 参照）

2.2 競技規則からの逸脱

競技会においては、競技規則および関連規則類を遵守しなければならないが、特別な事情がある場合には大会コントローラの承認のもとに逸脱を認めることがある。

競技規則および関連規則類の根幹にかかわる逸脱については、JOA 競技委員会（以下「競技委員会」という）との協議を必要とする。

例 エリートクラス出場に関わる参加資格・クラス設定など

競技規則および関連規則類からの逸脱については、競技委員会に報告するとともに、大会要項およびプログラム等を通じて周知しなければならない。

3. 競技形態

3.1 距離による分類

競技規則では、IOF 競技規則に対応して選手権クラスの設けられているロングディスタンス、ミドルディスタンスおよびスプリント競技が定義されているが、ロンディスタンスおよびミドルディスタンス競技とスプリント競技とはその概念が異なることに留意しなければならない。

すなわち、スプリント競技は、エリートクラスの優勝設定時間が 12~15 分とされているようにスピー

ドを重視した競技であり、トップスピードで集中力を持続できる時間をもとに定められている。地図には JSSOM が適用される。

日本ではスプリント競技に併設して、公園等で体力・技術力が要求されるミドルディスタンスより短い競技が行われることがある。この場合、スプリント用地図が用いられることが多いが、ミドルディスタンス競技として扱う。

競技の概念および基準を付表 2 に示す。

4. 公認大会

4.1 主催者

競技規則 3.2 項に定めるように、公認大会の主催者は、JOA、JOA 加盟都道府県協会および団体（以下「正会員」という）、正会員に所属するクラブ等の団体（以下「団体等」という）および JOA が開催を認めた団体である。

主催者は、競技会の運営（主管）を所属する団体等に委ねることができる。この場合、主管者は必要に応じて主催者の業務を行うことになるが、最終的な責任は主催者にある。

JOA が主催する大会においては、主管を正会員に委ねることがある。

実行委員会を設ける場合、実行委員会は主催者の中に位置づけられ、主管とはいわない。

4.2 カテゴリ

公認大会には、『公認大会開催に関する規則』に定めるように、競技形態、クラス、参加資格等により以下のカテゴリがある。

- ・ カテゴリ A： クラス分け、参加資格等、一定の統一基準に基づく大会。地図は JSOM を適用する。
- ・ カテゴリ B： 基準に従って開催される大会。地図は JSOM を適用する。
- ・ カテゴリ S： 基準に従って開催されるスプリント競技またはミドルディスタンス競技による大会。地図は、原則として JSSOM を適用する。

カテゴリ A の大会においては、東日本、西日本などの名称を用いることができる。ただし、同一の名称の使用は年 1 回限りとし、複数の申請があった場合、調整を行う。

カテゴリ別の適用条項および該当する基準は以下の各項に[カテゴリ]で示し、またその一覧を付表 3 に示す。

4.3 大会開催申請

- ・ 国内の競技会でいう年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- ・ 主催者は、『公認大会開催に関する規則』に定めた所定の期限までに、公認大会申請書（様式 1）を作成し、申請する。
- ・ 申請期限までに大会の詳細が決まらなかった場合は、仮申請をすることで申請期限を延長することができる。カテゴリ A については仮申請の制度を設けない。

大会区分	申請期限	仮申請した場合の申請期限
カテゴリ A	開催 6 カ月前の月末	—
カテゴリ B	開催 6 カ月前の月末	開催 3 カ月前の月末
カテゴリ S	開催 6 カ月前の月末	開催 3 カ月前の月末

- ・ 仮申請時に必要な情報は、開催期日、場所（市町村）、競技形態、詳細情報の入手先（Web サイトの URL でもよい）である。これらの情報は十分な広報期間を確保するために使用する。
- ・ JOA は受け付けた申請について、競技規則および公認大会開催規則、実施基準等の適合性および大会としての妥当性をすみやかに審査し、その結果を申請者に通知するとともに、公示する。

- ・ 開催日程については、カテゴリ A を優先し、重複を避ける。カテゴリ B よび S については調整するが、重複することがある。

4.4 公認大会の取り消し

申請書の記載事項と異なる場合、その他競技規則に基づいての大会開催が困難と大会コントローラが判断した場合には公認を取り消すことがある。この場合、ただちに公示する。

記載事項との相違が甚だしい場合には、主催者および関係者に対して、以後の公認大会の開催を認めないなど、ペナルティを課すことがある。

4.5 公認大会の取り下げ

地元からの要請などやむを得ない事情で大会開催が困難となったとき、主催者は公認を取り下げることができる。この場合、ただちに公示する。

主たる責任が主催者にないと大会コントローラが判断すれば、公認料は返却される。

4.6 全日本大会

『公認大会開催に関する規則』に定めるように、日本選手権クラスを設ける大会を全日本大会という。

ロングディスタンス競技、ミドルディスタンス競技、スプリント競技およびリレー競技があり、それぞれ全日本ロング大会、全日本ミドル大会、全日本スプリント大会および全日本リレー大会という。ただし、文意等から明らかな場合、これらを総称して全日本大会ということがある。

原則として各競技形態について毎年度 1 回開催し、JOA が主催する。

日本選手権については、別途定める実施基準による。

5. クラス

5.1 年 齢

競技規則 4.1.2 でいう年齢は、年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）内に達する年齢である。年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律」により出生の日より起算することになっており、4 月 1 日生まれの者は翌年 3 月 31 日には 1 歳増えることになり、早生まれの扱いとなる。

この年齢は、以下の事項に適用される

- ・ クラス分けにあたっての年齢
- ・ 競技者登録番号の出生年度
- ・ その他、オリエンテーリング競技に関わること。

国際大会およびその国内選考会など、暦年を年度としている場合には、それに従う。

5.2 クラス分け

5.2.1 原 則

オリエンテーリングのクラス分けは、性別、年齢、コース難易度・距離などを基本とし、大会の規模、参加者数などを加味して設定される。

競技者にとっては、レベルにあったクラスに参加でき、競技者同士が競い合えることが望ましい。そのためには、クラス分けは、可能な限り統一した基準とする必要がある。

クラス分けに対する基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 性別（男性 M、女性 W）、年齢、技能レベル（E、A、B）および距離（L、S）により分ける。
- ・ E（エリート）クラスには、『公認大会エリートクラス出場資格規則』に定める有資格者のみが参加できる。M/W21E と、20 歳以下のジュニアを対象とした M/W20E の 4 クラスがある。M/W20E クラスは、原則として全日本ロング大会および全日本ミドル大会において設ける。

- ・ Aクラスにおいて、M/W21A より上のクラスでは、競技者は年齢より若いクラスに参加できる。
- ・ M/W21A クラスには 19 歳以上の競技者が参加できる。
- ・ 20 歳以下のクラス分けは、学年（小学生、中学生、高校生、大学 1・2 年）を基本とする。ただし、M/W20 クラスを除いて、この基本とするクラス（M/W20、M/W18、M/W15、M/W12、M/W10）に対して 1 ランク上のクラスに参加できる。
- ・ B クラスについては、年齢に範囲を設ける。また、距離によるクラス（L、S）としてもよい。
- ・ 小学生については、A、B の区別はしない。
- ・ 隣接するクラスを統合できる。ただし、A、B の混在は認められない。
- ・ 女性は男性のクラスに出場できる。
- ・ 年齢は当該年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）内に到達する年齢とする。
- ・ 公認大会において世界選手権等の国内選考会を兼ねる場合は、クラス分けおよび出場資格について変更することができる。ただし、競技委員会との協議を必要とする。

5.2.2 クラス名の表記

- ・ クラス名は、性別、年齢、技能レベル、距離を記号により表記するが、年齢の表記については、当該クラスの参加資格に年齢の上限あるいは下限の制限を設けた場合にはその年齢の数字を以って示す。
- ・ 年齢に制限を設けない場合、あるいは距離によるクラス分けを採用する場合には、年齢の記載は不要である。
- ・ 年齢に相当する記号として以下を用いてもよい。ただし、対象とする年齢についてはその都度記載する。

J：ジュニア

S：シニア

V：ベテラン

- ・ クラス名について、上記の表記法によらない場合は、その説明および対応するクラス名を示さなければならない。

5.2.3 公認大会のクラス分け

公認大会のクラス分けは、カテゴリ別に以下を原則とする。（付表 4 参照）

[カテゴリ A]

E クラス、M/W21A、M/W21AS および M/W20A 以下のクラス以外について、クラス分け①または②によることが望ましい。クラスを統合してもよい。B クラスについては 5.2.1 項による。

①： 35 歳以上を 5 歳刻みとする。

②： 30 歳以上を 10 歳刻みとする。年代を意識したクラス分け。

[カテゴリ B]

カテゴリ A のクラス分けに準ずるが、①あるいは②をクラス統合したクラス分け③を適用してもよい。なお、E クラスについては設けなくてもよい。

③： 35 歳以上を M/W35A、M/W50A および M65A とする。

[カテゴリ S]

カテゴリ B のクラス分けに準ずる。性別、年齢別のクラス分けのみとしてもよい。

5.2.4 全日本大会のクラス分け

個人競技のクラス分けについては以下を原則とする。

(1) 選手権クラス（E クラス）

- ・ ロングディスタンス競技： M21E、W21E、M20E、W20E
- ・ ミドルディスタンス競技： M21E、W21E、M20E、W20E
- ・ スプリント競技： ME、WE

(2) 一般クラスの A クラス

- ・ ロングディスタンス競技： 公認大会カテゴリ A のクラス分け①に準ずる。
- ・ ミドルディスタンス競技： 公認大会カテゴリ A または B のクラス分けに準ずる。
- ・ スプリント競技： 公認大会カテゴリ B のクラス分けに準ずる。

(3) 一般クラスの B クラス

- ・ B クラスは年齢による区分あるいは距離による区分による。

全日本ロング大会のクラス分けおよび参加資格

クラス	参加資格	クラス	参加資格	クラス	参加資格
M21E	有資格者	W21E	有資格者	(年齢による区分)	
M20E	有資格者	W20E	有資格者	M20B	20 歳以下
M21A	19 歳以上	W21A	19 歳以上	M21B	21-34 歳
M21AS	21 歳以上	W21AS	21 歳以上	M35B	35-49 歳
M35A	35 歳以上	W35A	35 歳以上	M50B	50-64 歳
M40A	40 歳以上	W40A	40 歳以上	M65B	65 歳以上
M45A	45 歳以上	W45A	45 歳以上	W20B	20 歳以下
M50A	50 歳以上	W50A	50 歳以上	W21B	21-34 歳
M55A	55 歳以上	W55A	55 歳以上	W35B	35-49 歳
M60A	60 歳以上	W60A	60 歳以上	W50B	50 歳以上
M65A	65 歳以上	W65A	65 歳以上		
M70A	70 歳以上	W70A	70 歳以上	(距離による区分)	
M75A	75 歳以上	W20A	19・20 歳	MBL	
M20A	19・20 歳	W18A	16-18 歳	MBS	
M18A	16-18 歳	W15A	13-15 歳	WBL	
M15A	13-15 歳			WBS	
M12	11・12 歳	W12	11・12 歳		
M10	10 歳以下	W10	10 歳以下		

全日本ミドル大会のクラス分けおよび参加資格

公認大会クラス分け②の場合				公認大会クラス分け③の場合			
クラス	参加資格	クラス	参加資格	クラス	参加資格	クラス	参加資格
M21E	有資格者	W21E	有資格者	M21E	有資格者	W21E	有資格者
M20E	有資格者	W20E	有資格者	M20E	有資格者	W20E	有資格者
M21A	19 歳以上	W21A	19 歳以上	M21A	19 歳以上	W21A	19 歳以上
M30A	30 歳以上	W30A	30 歳以上	M35A	35 歳以上	W35A	35 歳以上
M40A	40 歳以上	W40A	40 歳以上	M50A	50 歳以上	W50A	50 歳以上
M50A	50 歳以上	W50A	50 歳以上	M65A	65 歳以上	W20A	19・20 歳
M60A	60 歳以上	W60A	60 歳以上	M20A	19・20 歳	W18A	16-18 歳
M70A	70 歳以上	W20A	19・20 歳	M18A	16-18 歳	W15A	13-15 歳
M20A	19・20 歳	W18A	16-18 歳	M15A	13-15 歳		
M18A	16-18 歳	W15A	13-15 歳				
M15A	13-15 歳						
M12	11・12 歳	W12	11・12 歳	M12	11・12 歳	W12	11・12 歳
M10	10 歳以下	W10	10 歳以下	M10	10 歳以下	W10	10 歳以下

年齢による区分の場合				距離による区分の場合			
M20B	20歳以下	W20B	20歳以下	MBL	長い	WBL	長い
M21B	21～49歳	W21B	21～49歳	MBS	短い	WBS	短い
M50B	50歳以上	W50B	50歳以上				

注) AクラスおよびBクラスについては、上記クラスを統合してもよい。

リレー競技のクラス分けは以下のとおりとする。

(1) 選手権クラス

- ・ 日本選手権 (ME、WE)
- ・ シニア選手権 (MS、WS)
- ・ ジュニア選手権 (MJ、WJ)
- ・ ベテラン選手権 (MV、WV)
- ・ スーパーベテラン選手権 (XV)
- ・ リトルジュニア選手権 (XJ)

女性が男性のクラスに参加する場合、XVクラスを除き、年齢は当該男性クラスを適用する。

(2) 一般クラス

大会ごとに主管者が定める。年齢、性別、距離などにより設定する。男女混合クラスを設けてもよい。

全日本リレー大会選手権クラスのクラス分けと参加資格

クラス名	構成	競技人数
ME 日本選手権	男性、年齢制限なし	3名
WE 日本選手権	女性、年齢制限なし	3名
MS シニア選手権	男性、35歳以上	3名
WS シニア選手権	女性、30歳以上	3名
MJ ジュニア選手権	男性、21歳以下	3名
WJ ジュニア選手権	女性、21歳以下	3名
MV ベテラン選手権	男性、50歳以上	3名
WV ベテラン選手権	女性、45歳以上	3名
XV スーパーベテラン選手権	男性、65歳以上および/ または女性 50歳以上	3名
XJ リトルジュニア選手権	男性/女性、15歳以下	3名

5.3 クラスの統合

参加者が少ないと予想されるクラスについては、あらかじめ複数のクラスを統合することができる。この場合、統合するクラスは年齢の連続したクラスであり、AとBを混合してはならない。統合したことを示すクラス名とする。(例: M35-45A等)

参加申込者が少ないクラスについて、同様にクラスを統合することができる。この場合、プログラム等で事前に公表する。なお、若年クラスの統合は行ってはならない。

最高齢クラスを含むクラスへの統合については、年齢に上限のないクラスとなることに配慮する。

クラスの統合については、大会コントローラの承認が必要である。

5.4 クラスの分割

競技者(参加申込者)の多いクラスは、距離や難易度の等しいいくつかのクラスに分けることができ

る。この場合、分割後の最低人数は 60 名とする。すなわち、120 名以下の場合には原則として分割しない。
予選・決勝レース競技においては、競技時間との関係で分割対象の人数を設定することができる。この場合、大会コントローラの承認が必要である。また、事前に要項等で公表することが望ましい。

6. 参加資格

6.1 競技者登録

公認大会の E および A クラスに参加するためには、『競技者登録に関する規則』にもとづいて競技者登録をしていなければならない。

B クラスおよび当日申込者用クラスは競技者登録を必要としない。

6.2 E クラス出場資格

E クラスへの参加は『公認大会エリートクラス出場資格規則』による有資格者に限られる。個人競技のロングディスタンス競技およびミドルディスタンス競技に適用される。スプリント競技大会においてエリートクラスを設ける場合の出場資格については、当面、主催者が定めることとする。

E クラス出場資格の取得と行使の原則は以下のとおりである（付表 5 参照）。

- 日本選手権クラスを設ける全日本大会とこれ以外の公認大会に分ける。
- 公認大会のカテゴリに応じて、取得できる対象クラスおよび順位を設ける。ただし、対象クラスのエントリー数の 1/2（端数切り上げ）以内の順位までとする。
- 全日本大会以外の公認大会の E クラス出場資格を行使できる期間は、取得 2 ヶ月後の月から 1 年後の半期末（9 月または 3 月）までとする。

全日本リレー大会における選手権クラスには、エリートクラス出場資格規則は適用されない。

6.3 参加資格の制限

参加資格に制限を加える場合あるいは競技規則において定められた参加資格を変更する場合、大会コントローラの同意を得なければならない。エリート出場資格にかかわる 6.2 項以外の制限については、競技委員会との協議を必要とする。

7. 大会コントローラの指名と任命

7.1 大会コントローラの指名

公認大会においては、実行委員会とは独立した大会コントローラを置く。

大会コントローラは、JOA コントローラとして登録されている者の中から指名する。

[全日本大会]

JOA が指名する。

[カテゴリ A]

JOA が主催者と協議の上、指名する。協議とは、主催者の意向を尊重しつつ、他の大会コントローラの任命状況、地域特性などに配慮することをいう。

[カテゴリ B] [カテゴリ S]

主催者から申請がある場合には原則としてこれを承認する。申請がない場合には、JOA が主催者と協議の上、指名する。

カテゴリ B およびカテゴリ S の大会においては、JOA 准コントローラとして登録されている者を大会コントローラとすることもできる。やむをえず JOA コントローラまたは准コントローラ登録者を手配できない場合には、同等の経験・能力があると認められる者を大会コントローラとすることができる。

7.2 大会コントローラの任命

大会コントローラ指名後、JOA はこれを任命し、主催者に通知するとともに、当該コントローラに任

命書を送付する。

7.3 大会コントローラ補佐

大会コントローラは、必要な場合には大会コントローラ補佐（アシスタント大会コントローラ）を指名することができる。ただし、事前にその理由、業務内容などについて競技委員会の承認を得なければならない。

8. 大会開催要項

大会開催要項については、大会コントローラの承認が必要である。

競技形態、参加資格など、重要な競技規則からの逸脱事項がある場合には、大会要項に明記する。

主催者は、大会開催要項を少なくとも文書として配布することのほか、ホームページ等を通じて遅くとも大会開催2カ月前までに公表する。

主催者は、大会開催要項の記載事項に変更があった場合には、その周知に努めなければならない。

9. 参加申込

オリエンティアは、ある時は参加者であり、ある時は運営者である。大会開催にあたっては地図、コース設定をはじめとして運営者の事前準備、努力に負うところが大きい。その負担を軽減するためにも、事前申込みは基本である。

公認大会では、事前申込者のみが正規のクラスに出場できる。当日申込者のために設けられるオープンクラスは運営者のサービスであることを認識すべきである。当日申込者の記録は認定の対象にならない。

10. スタート順の決定とスタートリスト

10.1 スタート時間帯

個人競技のスタート時間は、競技中の環境（気温、気候条件など）の変化による影響を少なくするため、同一クラスにおいては最大120分、大会としては180分以内とすることが望ましい。

10.2 スタート順

シード枠について、シード選手の選定方法についてはとくに規定しないが、ランキングなど適切と考えられる方法によることが望ましい。また、人数については30%程度までが望ましい。選定方法については、プログラムに明記する。スタート順はシード選手の中でランダムとする。

スタート順の決定にあたっては、同一クラブに所属する競技者が同一コースに続いてスタートしないことが望ましい。もし同一クラブの競技者が続いた場合、前後の競技者を入れ替えることで行う。それでも続く場合は、さらにその前後の競技者と入れ替える。

複数のクラスを同一コースに割り付ける場合、クラスごとにまとめてスタート順を決め、原則として優勝設定時間の短いクラスからスタートさせる。ただし、原則によらない場合は、クラス間のスタート間隔を10分（[カテゴリ S] では5分）以上離すこととする。

予選・決勝レース競技の場合は、参加者を複数の枠に分けて予選を行う。枠の人数は60名以下が望ましい。参加者が20名に満たない場合は一つの枠で予選を行ってもよい。スタート時点では、各競技者がどの枠に割り振られているかがわからないように配慮する。

スタート順の決定方法については、大会コントローラの承認が必要である。

当日申込者が事前申込者と同一のコースを走る場合、事前申込者の競技に影響を与えないようにスタート時刻を設定しなければならない。通常、事前申込者の後に出走させる。

10.3 スタート間隔

タイムスタートにおけるスタート時間は、可能な限り間隔をあける。最低でも以下のようにする。

- ・ ロングディスタンスおよびミドルディスタンス競技において、エリートクラスのスタート時間間隔は少なくとも2分とする。
- ・ その他のクラスにおいては少なくとも1分以上とする。
- ・ スプリント競技では、原則1分とするが、30秒間隔としてもよい。
- ・ M/W12以下のクラスでは、スタート時間間隔を5分以上とすることが望ましい。

シード選手のスタート時間間隔は均等になるようにする。

予備枠 (Vacant) は原則として設けない。

マス (一斉) スタートはリレー競技において適用される。

個人競技にマススタートを適用してはならない。ただし、コースにバタフライループの採用など、競技者間でレッグが異なり、なおかつ事前に競技者間にお互いのコースがわからない場合 (最終的には同じコースを走る) には、マススタートとしてもよい。この場合、スタート前に競技者間でお互いのコースがわかることのないように配慮する必要がある (例えば、コントロール位置説明表を配布しない、スタートからの出走方向がわからないなど)。

10.4 スタートリスト

スタートリストは事前に競技者に通知、もしくはプログラム、ホームページ等で公表する。

予選・決勝方式の場合、決勝のスタートリストは少なくともスタート開始の30分前には発表する。

スタートリストは、スタート地区に掲示することが望ましい。

11. プログラムおよび公式掲示板

11.1 プログラム

プログラムは参加者が最終的に得られる事前情報である。プログラムには、競技規則10項で定める項目に加えて必要な情報を、参加者の立場に立って盛り込まなければならない。

プログラムは希望する申込者への送付のほかに、ホームページ等により公表することが望ましい。

11.2 公式掲示板

主催者は、競技に関する重要情報について周知するため、公式掲示板を大会会場に設けることができる。

公式掲示板に掲示するものとして、以下のような事項がある。

- ・ プログラムの訂正
- ・ プログラム発行後の新たな情報
- ・ 必要に応じて地図見本、旧地図
- ・ 調査依頼に対する主催者の回答

12. テレインとコース

12.1 テレイン

過去のテレインを使用する場合、公認大会 (カテゴリ A) においては3年以上の期間を空けることが望ましい。

大会開催決定後は、大会当日まで可能な限りテレインをクローズすることが望ましい。

テレインおよび地図に関する情報の公表にあたっては公正性に配慮しなければならない。

選手権大会においては、モデルテレインを準備することが望ましい。

12.2 コース

コース設定は『コース設定の原則』(補遺1)に従い、競技形態に沿ったオリエンテーリング技術を求めるものでなければならない。

リレー競技においては走者によりコースは異なるが、チームとしては全コースを走ることになる。個人で行うワンマンリレーも同様である。

コース設定にあたって、年齢別競技者の相対速度を示す IOF による WMOC (世界マスターズ選手権) のガイドライン (下表) は有用である。とくに高齢者の速度の低下が大きく、最高齢クラスのコースの割付に配慮が必要である。

年齢	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90
男性	1.12	1.08	1.04	1.00	0.94	0.86	0.78	0.70	0.61	0.50	0.39	0.26
女性	0.87	0.84	0.81	0.76	0.71	0.65	0.58	0.51	0.43	0.33	0.23	0.12

注) M50 の競技者の速度を 1.00 に設定 (IOF WMOC ガイドラインより)

12.3 優勝設定時間

12.3.1 ロングディスタンス競技

E クラスおよび A クラスにおいては、優勝時間を以下の基準に従って設定する。

M21E	90 分	M55A	50 分	W21E	75 分	W55A	45 分
M20E	70 分	M60A	50 分	W20E	60 分	W60A	45 分
M21A	80 分	M65A	50 分	W21A	65 分	W65A	40 分
M21AS	60 分	M70A	45 分	W21AS	50 分	W70A	40 分
M35A	70 分	M75A	45 分	W35A	55 分	W20A	60 分
M40A	65 分	M20A	70 分	W40A	50 分	W18A	50 分
M45A	60 分	M18A	60 分	W45A	45 分	W15A	40 分
M50A	55 分	M15A	50 分	W50A	45 分		

12.3.2 ミドルディスタンス競技

E クラスにおいては、優勝時間を以下の基準に従って設定する。

E クラスを設けない場合および A クラスにおいては、これを基準に設定する。

公認大会 (カテゴリ S) において、ミドルディスタンス競技を採用する場合は、20~30 分としてもよい。

M21E	25-35 分	W21E	25-35 分
M20E	20-25 分	W20E	20-25 分

12.3.3 スプリント競技

最高クラスの優勝時間を以下の基準に従って設定する。

その他のクラスにおいては、これに準じて設定する。

ME	12-15 分	WE	12-15 分
----	---------	----	---------

12.3.4 リレー競技

各走区で最も速い者の合計時間を以下の基準にしたがって設定する。

Mクラス	135 分 (3 人)	Wクラス	120 分 (3 人)
------	-------------	------	-------------

全日本リレー大会の XV クラスは 120 分 (3 人)、XJ クラスは 80 分 (3 人) とする。

13. 地図

13.1 地図の縮尺および記号の大きさ

地図は、JSOM および JSSOM (以下総称して「地図図式」という) に基づいて作成する。

地図の縮尺は、ロングディスタンス競技では 1:15,000、ミドルディスタンス競技およびリレー競技では 1:10,000 が基本である。

縮尺 1:10,000 の地図においては、記号は 150% に拡大する。このため、特徴物を拾い過ぎないことが肝要である。

記号の大きさは「地図図式」の±5% まで許容される。

スプリント競技では JSSOM を適用し、縮尺 1:5,000 または 1:4,000 の地図を用いる。記号の大きさは 1:15,000 の 150% で、いずれの縮尺でも同一である。

公園等で行うミドルディスタンス競技では、スプリント競技に準じた地図を用いてもよい。

高齢者クラスには視力の問題から大きな縮尺を用いることが推奨される。

トレインの特性や地図表記の理由等により、競技規則に定める原則以外の縮尺を用いる場合には、大会コントローラの承認が必要である。

「地図図式」にない記号、あるいは規則にない適用を行う場合は、その説明を地図およびプログラム等に記載しなければならない。

13.2 プリンタ印刷

プリンタの性能の向上はいちじるしく、特色印刷（オフセット印刷）と同等の品質が得られる場合はプリンタ印刷による地図を使用してもよい。

プリンタ印刷においては、地図の仕上がりは使用する用紙とプリンタの組み合わせによるところが大きく、十分テストを行ったうえで適用することが望ましい。

プリンタ印刷を適用する場合、特色印刷と同等の重ね印刷効果が得られるようにするために、混色処理（透明化処理）を施さなければならない。

14. コース印刷

コースの地図への表記およびコース地図の印刷は、「地図図式」および『コントロールに関する規則』による。

コントロールを示す円は、コントロールとなっている地図上に表記された特徴物を、正確に中心位置としなければならない。ただし、地図上で実寸表記できない特徴物については、円の中心をその特徴物の記号の重心点に置き、コントロール位置説明表において方位、位置などを示す。

オフセット印刷による地図および既存地図上にコースをプリンタ等で追加印刷する場合、コントロール円のずれのないことを十分に確認しなければならない。

プリンタ印刷において、コース等の印刷に使用するパープルについては「地図図式」では透明化処理を施すことを規定している。

15. コントロール位置説明表

コントロール位置説明表は、『コントロールに関する規則』に従って作成する。

コントロール位置説明表には、特徴物の大きさ、方角、フラッグの位置などの補助的説明（F 欄、G 欄）を記載することが望ましい。とくに実寸表記できない特徴物、および大きな尾根、沢などの線状特徴物ではこれらの補助的説明は必須である。

16. 地上における表示

車の通行する道路への飛び出し、横断箇所には、掲示や標識等で競技者に注意を喚起するとともに、必要な場合には役員を配置することが望ましい。

耕作地、民家等の敷地へは立ち入らないように、コース設定上も配慮するとともに、必要に応じて現地に立入禁止のテープや標識で表示する。

17. コントロールの設置

地図上に表記されていない木や藪などの蔭、または地図情報から読み取れない位置にコントロールを設置してはならない。

スプリント競技においては、コントロール周辺でスピードが極端に落ちるような位置はコントロールとして適切でない。

コントロールフラッグをパンチ台に吊るす場合、フラッグが低すぎないように注意するとともに、競技中に倒れたり、地面に沈み込んだりしないようにすることが肝要である。少なくともフラッグの下端

が地表面から **25cm** 程度となるように設置する。急斜面や軟弱な地盤においては、コントロールフラッグとパンチ台を分離することが望ましい。

パンチ台を使用しない場合、コントロールフラッグとパンチは別々に吊るす。

コントロールに複数のパンチ台を設置する場合でも、フラッグの設置は一つである。コントロールに複数のパンチ台を設置する場合、競技者の進入・脱出方向を考慮して配置する。

酷暑時などは、勝者の想定スピードで **25** 分ごとに給水所を設けることが望ましい。

18. コントロール・カードとパンチ器具

コントロールにおいてコントロール・カードにパンチすることは競技者の責任である。

電子式のパンチ計時システムとしては、IOF が承認している以下のパンチ計時システムを適用する。

- Emit 電子パンチング計時システム（以下「Emit システム」という）
- SportIdent システム（以下「SI システム」という）
- Emit タッチフリーパンチングシステム（バージョン 2013 以降）
- SportIdent Air+システム（30cm 以内）

Emit システムでは、バックアップラベルがバックアップとなる。以下の場合には失格となる。

- カードにパンチしたことの電子記録がない場合、かつ
- バックアップラベルにパンチの記録がない場合

SI システムでは各コントロールに設置したバックアップ用ピンパンチ等によるパンチがバックアップとなる。以下のいずれかの場合は失格となる

- 速くパンチをし過ぎて信号を確認できず、カードにパンチしたことの電子記録がない場合
- システムが故障している場合は指定された方法によりバックアップのパンチをしなければならぬが、この記録のない場合

タッチフリー方式の電子式パンチ計時システムを使用する場合は、事前に十分な試行とテストを実施することとする。また、競技者にあらかじめ練習する機会を与えることが望ましい。

19. スタート

スタート地区に表示する時刻は現在時刻とする。

コントロール位置説明表はスタート地区で配布することが望ましい。その場合は、プログラム等で事前に大きさを公表する。

遅刻者については、速やかに出走させるが、正規の競技者のスタートに影響を与えないように配慮する。少なくとも同一コースの競技者と同時スタートとならないようにする。

会場からスタート地区までおおむね **30** 分以上を要する場合、スタート地区に給水を用意することが望ましい。

20. フィニッシュおよび計時

競技者の競技は、フィニッシュラインを横切った時点で終了する。パンチングフィニッシュの場合は、パンチした時点とする。パンチングフィニッシュの場合には、パンチ台の位置がはっきりわかるように設置する。

フィニッシュレーンの最後には **20m** 以上の直線部分を設けるが、下り勾配は避けることが望ましい。

リレー競技の場合、フィニッシュラインを通過した時点をもって順位が確定する。したがってリレー競技においては、着順判定の役員を配置することが望ましい。同着はない。

リレー競技における電子パンチによる計時（パンチングフィニッシュ）はフィニッシュラインの後方で行う。

21. 競技時間

主催者は、競技者の安全および運営の都合上から、競技者が競技できる時間を設定することができ、これを競技時間という。あらかじめプログラム等で発表する。クラスごとに設けてもよい。

Eクラスの競技時間は優勝設定時間の150%以上、Aクラスにおいては200%以上とし、10分単位に切り上げる。

ロングディスタンス競技について、優勝設定時間が60分以下のクラスは一律120分としてもよい。

Bクラスの競技時間は120分とする。

ミドルディスタンス競技およびスプリント競技については、ロングディスタンス競技との見合いで適切な時間を設定する。一律に90分あるいは60分などとしてもよい。

競技時間を越えた競技者の記録（競技時間オーバー）に順位はつかない。

22. 順位、成績および表彰

22.1 順位

タイムスタートの場合、同タイムは同順位とする。マススタートおよびチェイシングスタートの場合はフィニッシュラインを通過した順が順位となる。

競技時間オーバー、コントロール不通過および途中棄権は失格となり、順位はつかない。

リレー競技において、繰上げスタートのあったチームは、正規に継走できたチームの後の順位となる。また、チームとして競技時間オーバーとなった場合は失格となる。

22.2 成績速報

運営者は、競技を終えた競技者の記録（成績速報）を速やかに発表する。

大会終了後に成績速報を点検し、大会コントローラの承認を得て公式記録となる。

主催者は公式記録をホームページ等で公表する。

22.3 成績表

主催者は大会終了後、記録の点検を行い、すみやかに成績表を作成する。

公認大会の成績表には、クラスごとに参加者数（未出走者を含む）、コース距離、登高、および記録（順位、氏名、所属、タイム）を記載する。

リレー競技の成績表には、チームとしての記録とともに、各走区の競技者氏名、走区タイム、コースパターンを記載する。

記録の掲載順は順位に従い、同順位の場合はスタート順とする。順位がつかない競技者の記録は失格（DISQ）として扱われるが、競技時間オーバー、コントロール不通過者、棄権者を区別してもよい。棄権の扱いは、競技者がフィニッシュにおいてその旨申告した場合とする。また、最後に不出走者（DNS）を掲載する。

本ガイドライン24項に記載するような競技規則に違反した競技者は失格となる。

なお、同一クラスの当日申込者の記録については参考記録として掲載してもよい。

公認大会の公式成績表については大会コントローラの確認を必要とする。

公認大会のJOA提出用の成績表には競技者登録番号を記載し、電子媒体で提出する。

22.4 記録の認定

公認大会において、JOAは主催者から提出された公式成績表について点検を行い、記録として認定する。

予選・決勝方式を採用した場合の記録の認定は以下のように行う。

- ・ 決勝レースの記録を認定する。
- ・ 予選の順位により決勝レースのクラス分けをする場合（A決勝、B決勝など）、B決勝でも正規のレース（スタート順、タイムスタート）として実施した場合には記録認定の対象とする。

- B 決勝などの記録は、A 決勝の下位に位置づけられる。
- マススタートあるいはスタート時刻を定めずに行う B 決勝などの記録は、認定の対象とはしない。
- ・ 予選の記録は公認記録としては扱わないが、記録として残す。

認定された記録は「オリエンテーリング年鑑」に掲載するとともに、エリートクラス出場資格、年齢別ランキングなどの基礎データとする。

23. 服装と用具

トレインの借用条件によっては、金属ピン付きのシューズや OL シューズ等の使用を禁止することがある。この場合は事前に大会要項あるいはプログラムで周知する。

公共の調和をみだす服装での参加は禁止する。

冬季には体温低下等の危険を考慮し、参加者が自らの安全を守ることが可能な服装を強く推奨するよう、要項・プログラムに掲載する。

危険に遭遇した時のために、笛を携帯することが望ましい。

24. 公正な競技、競技中の行動

競技規則 22 項および 23 項に競技者の取るべき行動を規定しているが、これらに違反した場合には失格となる。具体的には、以下のようなことがある。

- 立入禁止区域へ立ち入った場合
例) 民家等の敷地、立入禁止の田畑等
- 通行禁止のルートを通った場合
- スプリント競技において、地図に通過不能として表記された岩がけ、柵、壁などは通過禁止であり、これらを通じた場合
- 不正な手段で優位に立とうとしたことが立証された場合
例) 明らかな追走

公園等で大会を開催する場合、一般市民や他のイベントの参加者、バードウォッチングなどとの事故、トラブルを防ぐことは重要である。コース設定における配慮ばかりでなく、競技者はその行動に十分注意しなければならない。

ドーピングは、薬物の助けを借りて身体能力を高めたり、成績を上げようとする行為であり、競技規則 22.2 項で禁止されている。公認大会においては、競技の公正性を保つためにドーピング検査を行うことがある。少なくともカテゴリ A 大会においては、ドーピング検査実施の有無に関係なく要項とプログラムにドーピング検査を行う可能性があることを記載する。ドーピング検査の実施に関しては JOA アンチドーピング委員会の所管事項である。

25. 調査依頼・提訴

25.1 調査依頼

調査依頼（苦情申立て）は、競技に関する競技規則違反または競技責任者の説明・発表に対してなされる。調査依頼をできるのは競技者およびチーム役員である。

調査依頼は書面あるいは所定の用紙により、速やかに競技責任者に提出する。

競技責任者はただちに調査し、その結果を依頼者に通知する。公式掲示板に掲示してもよい。

競技責任者は調査依頼の時間に制限を設けてもよい。記録に対する調査依頼は速報発表後 1 時間が目処である。ただし、特別の事情がある場合は 2 日以内、公式成績表に対する調査依頼については公表後 10 日以内とする。

25.2 提訴

提訴は、調査依頼に対する競技責任者の回答が不服な場合に行うことができる。提訴ができるのは、競技者およびチーム役員である。チーム役員とは競技者の所属するチームの監督、コーチをいう。

提訴は、調査依頼の回答後、15分以内に書面により裁定委員に提出する。ただし、特別の事情がある場合には2日以内とする。

26. 裁定委員会

裁定委員は3名とし主催者が指名するが、競技規則に熟知し、運営経験を有する者が望ましい。

最低1名はJOAコントローラ登録者であることが望ましい。経験、年齢、性別、地域などのバランスを考慮して選出する。事前に発表する。

裁定委員が提訴にかかわる利害関係者となる場合には、主催者はただちに代理を指名する。

裁定委員会では大会コントローラが議長を務める。大会コントローラは、必要に応じて当事者から聞き取りあるいは資料の提出を求めることができる。

裁定委員に対して謝金等は支給しない。

27. 大会コントローラ

大会コントローラは点検リスト（補遺2）に従って点検する。

以下の事項は大会コントローラの承認事項である。

- 大会開催要項
- コースおよび優勝設定時間
- プログラムおよびスタートリスト（クラス別時間帯、時間間隔など）
- 公式成績表

大会コントローラは大会終了後1カ月以内にJOAに大会コントローラ報告書を提出する。

大会コントローラ報告書には以下の事項について記載する。

- 点検結果の概要
- 競技規則等からの逸脱事項とその対応
- 主催者からの検討事項とその対応
- 裁定委員会を開催した場合には、裁定結果、審議の内容および関連資料
- その他特記事項

28. 大会報告書

公認大会の主催者は、大会終了後1カ月以内に、公認大会報告書（様式2）を作成し、JOAおよび所属する正会員または開催地の正会員に提出する。

JOAの主催する大会において管理者に業務を委託した場合には、管理者が大会報告書を作成する。

大会報告書には以下の事項について記載する。

- 大会名、開催日、天候、参加者数
- 調査依頼の概要、提訴案件
- 救護案件およびその対応
- 課題と反省
- その他特記事項

大会報告書とともに下記資料を添付する。

- 公式成績表（電子媒体）
- コース地図（男女最上位クラス）、全コントロール図各1枚
- その他関連資料（報道記事、写真、スポンサーへの報告に必要な資料等）

29. メディアおよびスポンサーへのサービス

主催者は、後援、協賛および協力者に対しては、謝意を持って対応する。大会終了後、速やかに終了報告を行う。

とくにスポンサーに対しては、契約事項を遵守するとともに、関連資料を添えて報告を行う。

平成 19 年 6 月 15 日制定

平成 20 年 2 月 20 日改正

平成 22 年 6 月 24 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う改正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 25 年 4 月 13 日改正

平成 25 年 7 月 24 日改正

平成 26 年 6 月 15 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正

付表 1 規則類とのかかわり

規則類・ガイドライン等	競技者	運営者	プランナ	マップナー	コントローラ
・日本オリエンテーリング競技規則	◎	◎	◎	○	◎
・公認大会開催に関する規則		◎	○		○
・公認大会エリートクラス出場資格規則	○	○	○		○
・競技者登録に関する規則及び同細則	○	○			○
・競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン		◎	○	○	◎
・日本オリエンテーリング選手権（個人競技／リレー競技）実施基準	◎	◎	◎	○	◎
・年度公認大会実施基準（随時）	◎	◎	◎	○	◎
・年齢別ランキング実施基準	○	○	○		○
・コース設定の原則			◎		◎
・コントロールに関する規則	◎		○		◎
・日本オリエンテーリング地図図式	◎		○	◎	◎
・日本スプリント・オリエンテーリング地図図式	◎		○	◎	◎
・コントローラ資格認定に関する規則					◎
・コントローラに関する細則					◎
・大会コントローラ点検リスト		◎	◎	○	◎

◎最低限知っておきたいもの ○知っておくとよいもの

付表2 オリエンテーリング競技形式の概念と基準

競技形式	ロングディスタンス競技	ミドルディスタンス競技	スプリント競技	リレー競技
コントロール	技術的に難度の高いものを含む	一貫して技術的に難度が高い	技術的に容易	技術的に難度の高いものを含む
ルート選択	広域のルート選択を含む重大なルート選択	中小程度のルート選択	難しいルート選択で、高い集中力を要求	中小程度のルート選択
走行タイプ	体力を要求。持久力とペース配分の判断力を要求	高速度であるが、テレインの複雑性への対応を要求	非常に高速度	高速度。同一のコントロールかどうかわからない他の競技者との接近
テレイン	良いルート選択が可能で体力的にタフなテレイン	技術的に複雑なテレイン	非常に走りやすい公園、街路、森林	いくつかのルート選択が可能で、適度に複雑なテレイン
地図	1:15,000 [JSOM]	1:10,000 (1:15,000) [JSOM]	1:4,000 または 1:5,000 [JSSOM]	1:10,000 (1:15,000) [JSOM]
スタート間隔	Eクラス 2分以上 Eクラス以外 1分	Eクラス 2分以上 Eクラス以外 1分	1分	マス（一斉）スタート
優勝設定時間 (Eクラス)	M21E 90分 W21E 75分	M21E 25～35分 W21E 25～35分	ME 12～15分 WE 12～15分	ME 135分 (3人) WE 120分 (3人)
まとめ	オリエンテーリングのすべての技術とともに走力と体力が試される。	適度な時間にわたって、速く正確なオリエンテーリングが要求される。小さなミスが致命的となる。	速くて見やすくわかりやすいオリエンテーリングである。多くの観客の前で行う見せるオリエンテーリングである。	3人の走者からなるチーム競技で、接戦を基本とする競技である。観客にとっても競技者にとってもエキサイティングである。

IOF 競技規則 Competition Formats に準じる。

付表3 公認大会（全日本大会を除く）の実施基準一覧

カテゴリ	カテゴリ A	カテゴリ B	カテゴリ S
主催者	正会員、団体等ほか	正会員、団体等ほか	正会員、団体等ほか
競技規則*1	適用	適用	適用
競技形式*2	ロング、ミドルまたはリレー	ロング、ミドルまたはリレー	スプリントおよび/またはミドル
参加資格*3	競技者登録者（E、A） Eクラス：有資格者	競技者登録者（E、A） Eクラス：有資格者	競技者登録者（E、A） Eクラス：有資格者（主催者が設定）
クラス分け*4	ガイドラインによる。クラス統合可	ガイドラインによる。クラス統合可 Eクラス（オプション）	ガイドラインによる。クラス統合可 Eクラス（オプション）
地 図*5	JSOM 適用。1:15 k または/および 1:10 k	JSOM 適用。1:15 k または/および 1:10 k	JSSOM 適用。1:4 k または 1:5 k
開催時期	年度内	年度内	年度内
参加費	自由に設定	自由に設定	自由に設定
JOA 公認料	30,000 円	10,000 円	5,000 円
大会コント ローラ	JOA が主催者と協議し、任命	主催者が指名、もしくは JOA と協議し、 任命	主催者が指名、もしくは JOA と協 議し、任命
報 告	報告書、記録(電子媒体)	報告書、記録(電子媒体)	報告書、記録(電子媒体)
年 齢 別 ラ ン キ ン グ*6	E、A クラス対象。 競技者登録者のみ。	E、A クラス対象。 競技者登録者のみ。	E、A クラス対象。 競技者登録者のみ。
特 典*7	E 権付与。記録を認定	E 権付与。記録を認定	記録を認定
備 考	従来の東西大会に相当。正会員主催大会、 クラブ主催大会等	正会員主催大会、クラブ主催大会等	いわゆるパーク O を含む

*1 「日本オリエンテーリング競技規則」および「日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン」参照。

*2 ロング：ロングディスタンス ミドル：ミドルディスタンス。

*3 Bクラスは競技者登録不要。

*4 ガイドラインによる。Bクラスへの参加資格に制限は設けない。Nクラスは、フィットネス O として扱う。

*5 原則とする。15 k：15,000、10 k：10,000、4 k：4,000、5 k：5,000

*6 年齢別ランキング実施基準による。

*7 E 権（エリートクラス出場資格）については、「公認大会エリートクラス出場資格規則」による。

付表 4 公認大会（全日本大会を除く）のクラス分け基準

クラス分け①		クラス分け②		クラス分け③	
カテゴリ A (B)		カテゴリ A (B)		カテゴリ B、S	
M21+E	W21+E	M21+E	W21+E		
M21+A	W21+A	M21+A	W21+A	M21+A	W21+A
M21+AS	W21+AS	M21+AS	W21+AS	M35+A	W35+A
M35+A	W35+A	M30+A	W30+A	M50+A	W50+A
M40+A	W40+A	M40+A	W40+A	M65+A	W20A
M45+A	W45+A	M50+A	W50+A	M20A	W18A*
M50+A	W50+A	M60+A	W60+A	M18A*	W15A*
M55+A	W55+A	M70+A	W20A	M15A*	W-12*
M60+A	W60+A	M20A	W18A*	M-12*	
M65+A	W65+A	M18A*	W15A*		
M70+A	W20A	M15A*	W-12*	MBL	WBL
M20A	W18A*	M-12*		MBS	WBS
M18A*	W15A*				
M15A*	W12*				
M12*	W-10*				
M-10*					
(年齢による区分)		(年齢による区分)			
M-20B	W-20B	M-20B	W-20B		
M21B	W21B	M21B	W21B		
M35B	W35B	M50+B	W50+B		
M50B	W50B				
M65+B	W65+B	(距離による区分)			
		MBL	WBL		
(距離による区分)		MBS	WBS		
MBL	WBL				
MBS	WBS				

注) 年齢の- (以下)、+ (以上) は制限を示すために便宜上記載したもので、実際のクラス名の表記には使用しなくてもよい。

* 当該クラスの者は1ランク上のクラスに参加できる。

付表 5 公認大会におけるエリートクラス出場資格の取得と行使

- ・ ロングディスタンス競技およびミドルディスタンス競技を対象とする。
- ・ 順位は各クラスのエントリー数の 1/2（端数切り上げ）以内の順位とする。
- ・ エリートクラス出場資格を行使できる期間は、取得 2 ヶ月後の月から 1 年後の半期末（9 月または 3 月）とする。
- ・ JOA 強化指定選手については、当該大会のエントリー締切日時点で指定されていることを要件とする。

		取得		行使					
大会 (開催時期)	クラス	順位	全日本(ロング)		全日本(ミドル)		公認大会		
			M/W21E	M/W20E	M/W21E	M/W20E	4~9月	10~3月	
前 年 度	全日本 (ロング)	M/W21E	10/5 位以内	○					
		M/W21E	有資格者			○		○	○
		M/W21E	有資格者***				○		
		M/W20E	5 位以内					○	○
		M/W20E	有資格者***				○		
	M/W21A	10 位以内					○	○	
	公認 A (4~9 月) (10~3 月)	M/W21A	5 位以内					○	
		M/W21A	5 位以内					○	○
	公認 B (4~9 月) (10~3 月)	M/W21A	3 位以内					○	
		M/W21A	3 位以内					○	○
公認 A (2~3 月†)	M/W21E	20/10 位以内					○	○	
公認 B (2~3 月†)	M/W21E	10/5 位以内					○	○	
	M/W21A*	10/5 位以内					○	○	
全日本 (ミドル)****	M/W20E	10 位以内		○					
公認 A	M/W21E	20/10 位以内	○		○		○	○	
	M/W21E	有資格者***		○		○			
	M/W21A	5 位以内				○		○	
	M/W21A	10 位以内***		○		○			
	M/W20A**	10 位以内		○		○			
公認 B	M/W21E	10/5 位以内	○		○		○	○	
	M/W21A*	10/5 位以内					○	○	
	M/W21A	3 位以内					○	○	
	M/W21A	5 位以内***		○		○			
	M/W21A	10 位以内***				○			
	M/W20A**	5 位以内		○		○			
	M/W20A**	10 位以内				○			

† 全日本大会（ロングディスタンス競技）を年度末（3 月）に開催することを前提とする。

* E クラスを設けない場合に適用

** 20A クラスがない場合は 20 歳以下を対象とした最上位のクラス

*** 20 歳以下の者

**** 全日本ミドルは公認 A または公認 B にも該当

公認大会開催月に対するエリートクラス出場資格取得時期および行使できる大会

大会開催月	エリートクラス出場資格取得時期	エリートクラス出場資格を行使できる大会（開催日）
4月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者および前年度公認大会のうち2月末までの大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	6月～翌年度9月
5月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者および前年度公認大会のうち3月末までの大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	7月～翌年度9月
6月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者および前年度公認大会のうち4月末までの大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	8月～翌年度9月
7月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度ならびに当年度5月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	9月～翌年度9月
8月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度ならびに当年度6月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	10月～翌年度9月
9月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度ならびに当年度7月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	11月～翌年度9月
10月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度10月以降、当年度8月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	12月～翌年度3月
11月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度10月以降、当年度9月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	1月～翌年度3月
12月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度10月以降、当年度10月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	2月～翌年度3月
1月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度10月以降、当年度11月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	3月～翌年度3月
2月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度10月以降、当年度12月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	4月～翌年度3月
3月	前年度全日本ロング大会 M/W21E クラス有資格者、および前年度10月以降、当年度1月末までの公認大会においてエリートクラス出場資格を取得した者	5月～翌年度3月

日本オリエンテーリング選手権（個人競技）実施基準

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 目的

- (1) 日本オリエンテーリング選手権者（個人競技）を決める。
- (2) オリエンテーリング技術の向上をはかるとともに、わが国のオリエンテーリングの普及、発展に資する。

2. 適用規則

- (1) 『日本オリエンテーリング競技規則』（以下「競技規則」という）、『公認大会開催に関する規則』、『公認大会エリートクラス出場資格規則』および『日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン』（以下「ガイドライン」という）、ならびに『日本オリエンテーリング地図図式』（以下「JSOM」という）および『日本スプリントオリエンテーリング地図図式』（以下「JSSOM」という）を適用する。
- (2) 本実施基準は、競技規則およびガイドラインに基づき、必要な事項を纏めたものである。
- (3) 『公認大会開催に関する規則』2.2 で定める全日本大会の、選手権クラスにおける優勝者を、日本オリエンテーリング選手権者とする。

3. 主催者

- (1) 全日本大会の主催者は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）とする。
- (2) JOA は、競技会の運営主管を JOA に加盟する都道府県会員および理事会で承認された団体（以下「正会員」という）に委ねることができる。さらにミドルディスタンス競技とスプリント競技においては、正会員に所属するクラブ等の団体、およびその他 JOA が開催を認めた団体に委ねることができる。
- (3) JOA は、公認申請のあった大会を全日本ミドル大会または全日本スプリント大会として指定することができる。この場合、選手権クラスのみを JOA との共催とすることもできる。

4. 開催

- (1) 全日本大会は競技形態毎に、原則として年度1回の開催とする。
- (2) 全日本大会には選手権クラス以外のクラスを設ける。
- (3) ロングディスタンス競技の開催地域は、原則として「全日本大会の開催と決定に関するガイドライン」による。ミドルディスタンス競技とスプリント競技においても、同じ地域での開催が続かないように配慮する。
- (4) 開催日、開催場所については、遅くとも前年度末までに決定、公示する。
- (5) テレインは、過去2年間、大会を開催していないことが望ましい。

5. 競技形態

- (1) ロングディスタンス競技、ミドルディスタンス競技およびスプリント競技の3種目とする。

- (2) ポイント競技とする。
- (3) スプリント競技の選手権は、予選・決勝レース方式とする。
 - 予選は必要に応じて各ヒート 30 名以下となるように均等に分割する。
 - 決勝には各ヒートにおいて所定の順位（男性：30 名／ヒート数、女性：20 名／ヒート数、端数切り上げ）以内の者が出場できる。
 - 決勝へ進出できなかった者を対象に、B 決勝を設けてもよい。
 - 選手権以外のクラスは、スプリント競技またはミドルディスタンス競技とし、予選・決勝方式としなくてもよい。

6. クラス分けおよび参加資格

- (1) 選手権クラスは日本選手権者を決める M21E および W21E、ならびにジュニア日本選手権者を決める M20E および W20E とする。スプリント競技においては、ME および WE とする。
- (2) 選手権クラスへの参加は『公認大会エリートクラス出場資格規則』に規定する資格を有する者とする。
- (3) 競技者登録者に限る。
- (4) 選手権クラス以外のクラス分けは、ロングディスタンス競技ではガイドラインの公認大会カテゴリ A、ミドルディスタンス競技ではカテゴリ A または B、スプリント競技ではカテゴリ S による。

7. 参加費

- (1) 選手権クラスの参加費は以下のとおりとする。
 - ロングディスタンス競技 4,000 円
 - ミドルディスタンス競技 主催者または主管者が定めた参加費に、選手権料(1,000 円)を加えた額
 - スプリント競技 主催者または主管者が定めた参加費に、選手権料(1,000 円)を加えた額

8. 地 図

- (1) ロングディスタンス競技およびミドルディスタンス競技では、JSOM を適用する。
- (2) スプリント競技では、JSSOM を適用する。

9. コース

- (1) コースは日本選手権者を決めるにふさわしいものとし、ガイドライン補遺 1 「コース設定の原則」に従う。

10. 大会コントローラ

- (1) 大会コントローラは、JOA コントローラとして登録されている者から JOA が指名する。
- (2) 大会コントローラは、大会コントローラ補佐（アシスタント大会コントローラ）を指名す

ることが望ましい。大会コントローラ補佐は、JOA コントローラまたは准コントローラ登録をしている者とする。

11. 業務委託と費用分担

- (1) 3.(2)・(3)項にもとづいて他に運営主管を委ねる場合、業務委託内容および費用負担については事前に協議して決定することとする。
- (2) 3.(3)項にもとづく場合、大会主催者は公認料とは別に、選手権クラスの選手権料を JOA に納入する。
- (3) 選手権クラスの表彰は JOA が行う。その費用は JOA の負担とする。

12. 附則

この実施基準は平成 22 年度より適用する。

平成 22 年 5 月 23 日制定

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正

日本オリエンテーリング選手権（リレー競技）実施基準

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 目的

- 1.1 日本オリエンテーリング選手権者（リレー競技）、およびシニア、ジュニア、ベテラン、スーパーベテランならびにリトルジュニア各オリエンテーリング選手権者（リレー競技）を決める。
- 1.2 リレーオリエンテーリング技術の向上をはかる。
- 1.3 団体競技としてのリレーオリエンテーリングを通して、オリエンティア同志および会員相互間の交流、ひいてはオリエンテーリングの普及、発展に資する。

2. 適用規則

- 2.1 『日本オリエンテーリング競技規則』（以下「競技規則」という）、『公認大会開催に関する規則』および『日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン』（以下「ガイドライン」という）ならびに『日本オリエンテーリング地図図式』（以下「JSOM」という）を適用する。
- 2.2 この実施基準は、競技規則およびガイドラインに基づき、必要な事項を纏めたものである。
- 2.3 『公認大会開催に関する規則』2.2 で定める全日本リレー大会の各選手権クラスにおける優勝チームを各オリエンテーリング選手権者（リレー競技）とする。
- 2.4 この実施基準でいう選手権者とは当該チームを派遣した都道府県を代表する組織（以下「都道府県会員」という）をいう。

3. 主催者

- 3.1 全日本リレー大会の主催者は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）とする。
- 3.2 JOA は、競技会の運営主管を JOA に加盟する都道府県会員および理事会で承認された団体（以下「正会員」という）、正会員に所属するクラブ等の団体、およびその他 JOA が開催を認めた団体に委ねることができる。

4. 開催

- 4.1 全日本リレー大会は年 1 回とし、年度後半（下半期）に開催する。
- 4.2 選手権クラス以外に一般クラスを設ける。一般クラスは競技者登録を必要としない。
- 4.3 開催地域については、原則として『全日本大会の開催と決定に関するガイドライン』による。
- 4.4 開催日、開催場所については、遅くとも前年度末までに決定、公示する。
- 4.5 テレインは、過去 3 年間、大会を開催していないことが望ましい。

5. 競技形式

- 5.1 1 チーム 3 人の継走によるポイントオリエンテーリングとする。
- 5.2 各選手権とともに、複数クラスの成績による団体戦（都道府県対抗戦）を行う。

6. クラス

6.1 選手権クラス

	クラス名	構成	競技人数
ME	日本選手権	男性、年齢制限なし	3名
WE	日本選手権	女性、年齢制限なし	3名
MS	シニア選手権	男性、35歳以上	3名
WS	シニア選手権	女性、30歳以上	3名
MJ	ジュニア選手権	男性、21歳以下	3名
WJ	ジュニア選手権	女性、21歳以下	3名
MV	ベテラン選手権	男性、50歳以上	3名
WV	ベテラン選手権	女性、45歳以上	3名
XV	スーパーベテラン選手権	男性、65歳以上および ／または女性50歳以上	3名
XJ	リトルジュニア選手権	男性／女性、15歳以下	3名

- (1) 女性が男性のクラスに参加する場合、XV クラスを除き、年齢は当該男性クラスを適用する。

6.2 一般クラス

一般クラスについては、年齢、性別、距離などにより、主管者が設定する。男女混合クラスを設けてもよい。

7. 参加資格

7.1 選手権クラス

- (1) 選手権クラスへの参加者は JOA に加盟する都道府県会員とする。
- (2) 同一の選手権クラスに対し、単一の都道府県会員から複数のチームが参加できる。
- (3) 都道府県会員が単独でチームを編成できない場合、同一ブロック内または隣接する複数の都道府県会員により連合チームを編成し、参加することができる。ただし、当該クラスに対して単独でチームを編成している都道府県会員はそのクラスに対して連合チームの一員となることはできない。
- (4) 参加選手（競技者）は、競技者登録（ふるさと登録を含む）をした者であり、所属する都道府県会員から出場できる。
- (5) JOA に加盟していない都道府県に所属する競技者は同一ブロック内に属する都道府県会員または隣接する都道府県会員に所属するものとして参加することができる。
- (6) 選手団の構成は、団長、監督、および選手とし、相互に兼ねることができる。
- (7) 補欠選手は、各チーム2名以内とし、同一クラスに複数のチームが参加する場合は、チーム数に相当する人数までを共通の補欠として登録することができる。チームの欠員の補充は同一クラスの他のチームおよび補欠登録された選手からのみとする。

7.2 選手権クラス

- (1) 競技者登録を必要としない。一般クラスへの参加資格は大会ごとに主管者が定める。

8. 参加費

8.1 選手権クラスの参加費は以下のとおりとする。

- (1) XJ クラス以外： 1チーム 12,000 円（4,000 円×競技者人数3名）
- (2) XJ クラス： 1チーム 6,000 円（2,000 円×競技者人数3名）

8.2 一般クラスの参加費は以下のとおりとする。

- 一般クラス： 1チーム 9,000 円（3,000 円×競技者人数3名）

9. 地 図

地図は JSOM を適用する。

10. 大会コントローラ

- 10.1 大会コントローラは、JOA コントローラ資格を有する者から JOA が指名する。
- 10.2 大会コントローラは、大会コントローラ補佐（アシスタント大会コントローラ）を指名することが望ましい。アシスタント大会コントローラは、JOA コントローラまたは准コントローラ登録をしている者とする。

11. 表彰等

11.1 クラス表彰

- (1) 日本選手権クラス(ME,WE) 優勝チームを日本選手権者とし、上位 6 位までを表彰する。メダルと賞状を授与する。
- (2) シニア (MS,WS)、ジュニア (MJ,WJ)、ベテラン (MV,WV)、スーパーベテラン (XV) およびリトルジュニア (XJ) 各選手権クラス優勝チームを、シニア、ジュニア、ベテラン、スーパーベテランおよびリトルジュニア選手権者とし、上位 3 位までを表彰する。

11.2 団体総合表彰

- (1) 都道府県会員ごとに、ME および WE クラスの得点と、その他のクラス (MS,WS, MJ,WJ,MV,WV,XV,XJ) のうち成績の良い 4 クラスの得点を合計し、最も高い得点の都道府県会員を総合優勝として優勝旗と優勝杯を授与し、6 位までを表彰する。
- (2) 得点の計算方法
- ME および WE クラスは、1 位を 9 点とし、以下 1 点ごと減点し 9 位を 1 点とする。他のクラスは、1 位を 6 点とし、以下 1 点ごと減点し 6 位を 1 点とする。
 - 同一の都道府県会員から複数チームが出場するクラスでは、最上位チームのみに得点を与え、得点対象外のチームの順位は詰めて計算する。
 - 複数の都道府県会員による連合チームには、獲得得点をチームを構成する都道府県会員数で割った点数をそれぞれに与える。
 - 最終エントリ（走順提出）時点での得点対象チーム数が 6 未満（ME、WE クラスは 9 未満）の場合は、そのチーム数を 1 位の得点とし、以下 1 点ごと減点する。
 - 上記以外で、競技時間内に完走したチームには、1 点を与える。

11.3 一般クラス

- (1) 上位 3 位までを表彰する。

12. その他

- 12.1 大会前日に開会式およびテクニカルミーティングを開催する。
- 12.2 選手権クラスおよび一般クラス以外に併設競技を実施してもよい。ただし、リレー競技に影響を与えないようにしなければならない。
- 12.3 この実施基準にない事項は、競技規則およびガイドラインに従う。

平成 21 年 3 月 15 日制定（平成 21 年度より適用）
平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正
平成 25 年 4 月 13 日改正
平成 26 年 6 月 15 日改正
平成 28 年 2 月 7 日改正

平成25年2月1日公示

平成28年2月7日修正

全日本リレー大会における「ふるさと登録」について

競技委員会

全日本リレー大会の選手権クラスにおいて、通常の競技者登録をしている都道府県ではなく、「ふるさと」の都道府県より出場できる制度を運用する。

1. 背景および目的

全日本リレー大会において、正式チームで全クラス出場可能な会員（都道府県協会）は限定されており、地方においては競技者登録者そのものが少なく、チームを組めない状況である。また、学生クラブのない都道府県において、ジュニア選手権のチームを出すことは困難である。

そこで、競技者登録を行った都道府県（通常の競技者登録）に加えて、全日本リレー大会を対象に第2登録（第2の都道府県、「ふるさと登録」という）を認め、正規チームの増加およびリレー競技の活性化を図る。

2. 適用

平成21年度に試行した「ふるさと登録」の規定に準拠して、継続的に適用する。

3. 登録申請

<ふるさと登録先>

- ・ 『競技者登録に関する規則』3項および『競技者登録に関する施行細則』1項に該当する会員とする。
- ・ ふるさと登録できる会員は一会員とする。

<申請者>

- ・ ふるさと登録を希望する競技者およびふるさと登録先となる会員。
- ・ 競技者登録時にふるさと登録の希望があった場合には、競技者登録を受け付けた会員。

<登録手続>

- ・ 以下のいずれかとする。
 - 競技者登録時に登録する場合：
競技者登録申請書（備考欄）に希望するふるさと登録先を記載する。
 - 競技者登録後に追加登録する場合：
所定の書式により、ふるさと登録先の会員へ登録申請する。
- ・ 申請を受けた会員はふるさと登録者の名簿をJOA事務局へ提出し、情報を共有する。

<申請期限>

- ・ 大会申込締切日の前月末（例：申込締切日が11月25日の場合、10月31日）

4. 登録費

- ・ ふるさと登録のための登録費は不要とする。

5. 特典

- ・ 選手権クラスには、競技者登録先あるいはふるさと登録先のいずれかの会員から出場できる。

6. その他

- ・ ふるさと登録は、ふるさと登録先の会員における受付を以って完了する。
- ・ ふるさと登録に登録番号は付与せず、競技者登録番号をそのまま使用する。
- ・ ふるさと登録した競技者についてはJOA ウェブサイトにて公示する。

以上

<参考>

『競技者登録に関する規則』3項

3.1 競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する都道府県会員に登録することができる。

(1) 居住地または勤務地（学生・生徒にあつては学校所在地）

(2) 学生（大学・大学院・専門学校等）に限り出身高等学校所在地

ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、都道府県会員が妥当と認めればその都道府県会員に登録申請することができる。

『競技者登録に関する施行細則』1項

1.1 「競技者登録に関する規則」3.1項における都道府県会員が妥当と認める範囲は、以下を基準とする。

(1) 都道府県会員に所属するクラブ員であること

(2) 過去において居住、勤務または就学していたこと

下記申請書はJOA ホームページからダウンロードしてください。

ふるさと登録申請書 ～略～

年齢別ランキング実施基準

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

1. 目的

大会における競技者個人の記録をポイント化することにより、当該年度の年齢別ランキングを算出し、上位ポイント取得者を表彰する。

競技者の意識高揚、動機付け、ひいてはオリエンテーリングの技術向上に資する。

2. 参加資格及び区分

年齢別ランキング制度に参加できる者は、競技者登録を行ったものとする。

大会の E クラスおよび A クラスを対象とする。ただし、A/B を付けないクラスを含む。

競技者で年齢別ランキング制度に参加を希望しないものは、競技者登録時にその旨申告する。

ランキングは、次の性別、年齢別区分により行う。

- M/W12 : 12 歳以下 (小学生)
- M/W15 : 13 歳～15 歳 (中学生)
- M/W18 : 16 歳～18 歳 (高校生)
- M/W20 : 19 歳・20 歳
- M/W21 : 21 歳～29 歳
- M/W30 : 30 歳～34 歳
- M/W35 : 35 歳～39 歳
- M/W40 : 40 歳～44 歳
- M/W45 : 45 歳～49 歳
- M/W50 : 50 歳～54 歳
- M/W55 : 55 歳～59 歳
- M/W60 : 60 歳～64 歳
- M/W65 : 65 歳～69 歳
- M/W70 : 70 歳～74 歳
- M75 : 75 歳～79 歳
- W75 : 75 歳以上
- M80 : 80 歳以上

ポイントの集計は、大会の参加クラスに関係なく、年齢区分で行う。ただし、対象大会およびクラスによる係数を考慮する。

3. 対象大会及び対象記録

主催大会及び公認大会を対象とする。ただし、リレーなど、団体競技の記録は対象外とする。

複数日大会の場合は、日毎の大会を対象とする。

予選・決勝レースがある場合は、決勝レースの記録を対象とする。

スタートリストに競技者氏名が公表されないオープンクラス (当日申込者、代理出走を含む) は対象としない。

4. ランキング算出システム

大会ごとに、各クラス上位 3 名の平均時間に対する各競技者の記録の比率と大会係数及びクラス係数の積をもってポイントとする。

$$\text{各競技者のポイント} = \frac{\text{上位 3 名の平均時間}}{\text{競技者の時間}} \times 1000 \times \text{大会係数} \times \text{クラス係数}$$

クラスの出場者数が 10 名以下の場合、1 位の時間に対する各競技者の記録の比率と大会係数およびクラス係数の積をもってポイントとする。

$$\text{各競技者のポイント} = \frac{\text{1 位の競技者の時間}}{\text{競技者の時間}} \times 1000 \times \text{大会係数} \times \text{クラス係数}$$

各競技者の年間ポイントは、高いポイントから順に、規定の大会数だけ合計したものとす。合計の対象となる大会数は、年度の対象大会数/2（端数切上げ）とし、最大で 5 大会とする。

5. 係数

係数は、下記により年度ごとに決定し、公示する。年度途中において変更することはない。

(1) 大会による係数（大会係数）：

- 主催大会 1.10～1.20
- 公認大会（A カテゴリ） 1.05～1.10
- 公認大会（B カテゴリ） 1.00
- 公認大会（S カテゴリ） 1.00

(2) クラスによる係数（クラス係数）

- E クラス 1.10～1.20
- A クラス 1.00
- A, B を設けないクラス（例 M/W10 など） 1.00
- 距離の短いクラス（例 M/W21AS など） 0.95

6. 表彰

各年齢区分の年間ポイントランキング 1～3 位の競技者を表彰する。

7. 付則

年齢別ランキングの結果は、途中経過を含めて随時公表する。

本制度は平成 18 年度から実施する。

平成 18 年 3 月 15 日制定

平成 20 年 3 月 15 日改正

平成 21 年 5 月 10 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 27 年 6 月 14 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正

補遺 1

コース設定の原則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

本原則は、国際オリエンテーリング連盟（IOF）が定める「コース設定の原則」に基づき、フットオリエンテーリングのコース設定について定めるものである。本原則は、「日本オリエンテーリング競技規則」（以下「競技規則」という）11項 および「日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン」に適用されるものである。

1. 序 文

1.1 目 的

この原則は、オリエンテーリング競技における公正さを保証し、オリエンテーリングというスポーツの特性を維持するために、コース設定の共通基準を確立することを目的とする。

1.2 適 用

国内におけるすべてのオリエンテーリング競技会のコースは、この原則にしたがって設定されなければならない。また、この原則はその他のオリエンテーリング競技におけるコース設定の基準にもなる。

2. 基本原則

2.1 オリエンテーリングの定義

オリエンテーリングとは、競技者が地上に印されたいくつかの地点（コントロール）を、地図とコンパスを使用して、可能な限り短時間で走破するスポーツである。

2.2 コース設定の狙い

コース設定の狙いは、競技者に要求される能力に合わせて、適切に設計されたコースを提供することである。競技成績は、競技者の技術的・体力的能力が反映されるようであればならない。

2.3 コース設定の大原則

コース設定者は、以下の原則を念頭におかなければならない。

- ・ 走りながら方向決定（ナビゲート）するというオリエンテーリング独自の特性
- ・ 競技の公正さ
- ・ 競技者の楽しみ
- ・ 野生生物および環境の保護
- ・ メディアと観客のニーズ

2.3.1 オリエンテーリング独自の特性

どのスポーツも独自の特性を持っている。オリエンテーリング独自の特性は、未知のトレインで時間と戦いながら最も適切なルートを発見し、それを辿ることである。そのためには、正確な地図読み、ルート選択の判断、コンパスワーク、集中力、素早い判断、自然の地形での走力などの、オリエンテーリング技能が要求される。

2.3.2 公正さ

公正さは、競技スポーツの基本的な条件である。コースプランニングおよびコース設定の各段階において最大限の注意をはらわなければ、オリエンテーリング競技が運に大きく左右されることになってしまう。競技が公正であり、コースのどの場面においてもすべての競技者が同条件であることを保証するために、コース設定者はすべての要因に配慮しなければならない。

2.3.3 競技者の楽しみ

参加したコースに競技者が満足しない限り、オリエンテーリングの人気を高めることができない。したがって、コース距離、技術的・体力的難易度、コントロールの位置など、コースが適切であることを保証するために、注意深いコース設定が必要である。この点で、それぞれのコースがそのコースに参加する競技者に適していることがとくに重要である。

2.3.4 野生生物と環境

環境は繊細である。野生生物は悪影響を受け、地面や地表の植物は痛めつけられるかもしれない。環境には、地域の住民、柵、塀、耕作地、建物、およびその他の建造物も含まれる。

最も繊細な地域への影響を避ける方法を見つけることは可能である。繊細な地域においても適切な事前注意とよく練られたコースであれば、損害を与えることなしに大きな大会が開催できることを経験と調査が示している。特定の場所への立入りやトレイン内の繊細な地区をコース設定者が事前に確認していることが非常に重要である。

2.3.5 観客とメディア

コース設定者は、オリエンテーリングというスポーツのより良い社会的なイメージを持たせるために、つねに関心を払うべきである。コース設定者は、競技の公正さを損なわないようにしながら、観客とメディアが競技の進行状況をより詳しく知ることができるように努力すべきである。

3. オリエンテーリングコース

3.1 テレイン

テレインは、すべての競技者が公正な競技ができるように選定されなければならない。オリエンテーリングの特性を維持するためには、テレインは走行可能で競技者の技能を競うのに適しているべきである。

3.2 オリエンテーリングコースの定義

オリエンテーリングコースは、スタート、コントロールおよびフィニッシュにより規定される。これらの地点は、地図上に示したとおり正確にテレインに設置される。これらの地点間をレッグといい、レッグをつないだものがコースである。

3.3 スタート

スタート地区は以下のようにすべきである。

- ・ ウォーミングアップエリアが存在すること。
- ・ スタートした競技者のルート選択が待機中の競技者に見えないこと。

オリエンテーリング開始地点には、パンチ器具のないコントロールフラッグを設置し、地図上に正三角形で示す。ここから実際のオリエンテーリングが始まる。

3.4 レッグ

3.4.1 よいレッグ

レッグは、オリエンテーリングコースで最も重要な要素であり、コースの質の大部分はこれにより決められてしまう。

よいレッグは競技者に面白い地図読みという課題を提供し、様々なルート選択へと導く。

そのために以下の事項について考慮しなければならない。

- ・ 一つのコース内に異なる種類のレッグを設定する。
(例) 細かな地図読みを要求するレッグやより単純に走るルートを選択できるレッグを含む。
- ・ 競技者に様々なオリエンテーリング技能や走行スピードを要求するようなレッグの長さや難易度に変化をつける。
- ・ 競技者にたえず方向確認をさせるため、連続するレッグの方向に変化をつける。

なお、均等でかつ質の低いレッグがたくさんあるコースより、むしろ質の高いレッグを短くつなぐ方が望ましい。

3.4.2 レッグの公正さ

どのレッグにも、競技中に地図から読み取れない有利・不利のあるルートがあってはならない。競技者を立入禁止や危険な地域に導くようなレッグも避けなければならない。

3.5 コントロール

3.5.1 コントロール位置

コントロールは、地図上に表示されるテレイン内の特徴物(部)に置かれる。順番が指定されている場合には、ルート選択が異なっても順番に回らなければならない。このために注意深いプラ

ンニングと公正さの確認が要求される。

とくに重要なことは、地図上でコントロール周辺の地形が正確に、かつどのような方法でアタックしたとしても、方向と距離が正しく描写されていることである。

地図上に助けとなる他の特徴物がなければ、近づかなければ見ることができない小さな特徴物に置いてはならない。

異なる方向からアタックする競技者にとって、コントロールフラッグの見えやすさの違いが、地図やコントロール位置説明から判断できない場所に置いてはならない。

3.5.2 コントロールの機能

コントロールの主な機能は、レグの始めと終わりを示すことである。時として立入禁止や危険な地域を回避させるためなど、特別の目的に使用されることもある。また、コントロールは、給水やメディア・観客のためのものとしても利用できる。

3.5.3 コントロールフラッグ

コントロール用の器具は、競技規則に準拠していなければならない。

コントロールフラッグは可能な限り、コントロールの置かれた特徴物に近づいてはじめて見えるように置くべきである。公正さのためには、コントロール近くに競技者が居るか居ないかにかかわらず、コントロールの見つけやすさが同じになるようにすべきである。コントロールフラッグは隠すべきではない。コントロールの位置に到達した競技者がフラッグを探さなければならないような位置に設置すべきでない。

3.5.4 コントロール位置の公正さ

コントロールの設置位置には細心の注意を払い、パンチして出ていく競技者が、アタックしてくる競技者をコントロールに導くような出入りを避けるようにしなければならない。

3.5.5 コントロールの近接

異なるコースのコントロールが互いに近接しすぎると、コントロール位置に正確に近づいた競技者を惑わす可能性がある。

コントロールは 30m 以内に近接して設置すべきでない。(地図の縮尺が 1:5000 や 1:4000 の場合は 15m 以内) さらに特徴物が同じコントロールは、60m 以内(地図の縮尺が 1:5000 や 1:4000 の場合は 30m 以内) に近接すべきでない。

3.5.6 コントロール位置説明

地図に表示された特徴物とコントロールとの関係はコントロール位置説明によって明示される。地上の正確なコントロール特徴物と地図上に表示された地点は一致したものでなければならない。「コントロールに関する規則」で定めるコントロール位置説明によって明確で容易に表示できない位置には、コントロールを設置すべきではない。

3.6 フィニッシュ

フィニッシュラインへのルートの少なくとも最後の部分は、マークルートによって誘導すべきである。

3.7 地図読みの要素

良いオリエンテーリングコースでは、競技者はたえずナビゲーションに集中することが要求される。地図読みやナビゲーションへの集中が要求されない区間は、特別なルート選択の場合でない限り避けるべきである。

3.8 ルート選択

ルートに複数の選択肢があると、競技者に、地図からの地形の判断や予測を要求することができる。それによって競技者個々に独自の考えを求め、それぞれのルートに分散させる。その結果、‘追従’の可能性が少なくなる。

3.9 難易度

どのようなテレインや地図であれ、コース設定者は様々な難易度のコースを設定することができる。レグの難易度は、競技者が線状特徴物に沿ったルートを通る程度によって変えられる。競技者が、地図から得られる情報によってコントロールへの接近の難易度を判断し、適切な技術を選択できる

ようにすべきである。

競技者に要求される技能・経験・地図読み能力に注意を払うべきである。初心者や子どものコース設定には、難易度を適切にすることをとくに留意すべきである。

3.10 競技の形態

コース設定では競技の形態によって特有の要求があり、これに配慮しなければならない。例えばスプリントおよびミドルディスタンス競技のコース設定では、細かい地図読みとコース全般にわたる高い集中力が要求される。リレー競技では、競技の経過を知りたいという観客の要求を配慮すべきである。

3.11 コース設定者が目標とすべきこと

3.11.1 テレインを知ること

コース設定者は、どのようなコントロールやレグを使用するか決める前に、テレインを熟知すべきである。また、コース設定者は使用地図およびテレインの状態がコース設定時と大会当日とは変わる可能性があることを意識すべきである。

3.11.2 難易度を適切にすること

初心者や子どものコースを難しく設定しがちである。コース設定者は、自分自身のオリエンテーリング技能や調査する時の歩行スピードに基づいて、難易度を評価しないように注意すべきである。

3.11.3 公正なコントロール位置を使用すること

可能な限りよいレグを設定しようとするあまり、不適当なコントロール位置を使ってしまう場合がある。競技者はよいレグとすばらしいレグとの違いにほとんど気づかないが、コントロールが隠されていたり、曖昧であったり、誤解を招くような位置説明などのために予期せぬロスタイムをすると、その違いに敏感である。

3.11.4 コントロールを十分に離して置くこと

コントロールにはコントロール識別番号がついているが、正しく進行してきた競技者が誤って導かれるほど近接してコントロールを置くべきではない。

3.11.5 過度に複雑なルート選択を避けること

コース設定者は、誰も選ばないルート選択が見え、複雑な課題を設けるために時間を費やすかもしれないが、競技者は‘次善’の’ルートを選択することによって、考える時間を節約するかもしれない。

3.11.6 身体的に厳しすぎないコースにすること

競技者の能力に合わせ、その能力の水準で大部分を走り切れるようなコースを設定すべきである。コースの登距離の合計は、現実的なルート距離の4%を越えないことが望ましい。テレインの制約などがあり、やむをえず逸脱する場合でも6%を越えないようにすべきである。

4. コース設定者

コース設定者は、経験を積むことによって良いコースの本質を理解し、提供できるような能力を身につけなくてはならない。

また、コース設定の理論に精通し、クラスの違いや競技形態の違いによる特有の要求を正しく認識していなければならない。

コース設定者は、テレインの状態、地図の質、競技者や観客など競技に影響を与える可能性のある様々な要因を、現場で判断できなければならない。

コース設定者は、各コースおよびスタートからフィニッシュまでの競技進行に責任を持つ。コース設定者の仕事は、大会コントローラによって確認されなければならない。これは潜在するミスの可能性を排除するために必須である。

平成 22 年 5 月 23 日改正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改訂

(参考資料)

競技形式とコース設定

～IOF 競技規則 Competition Format より (翻訳)～

1. スプリント競技

1.1 特徴

スプリント競技の特徴は、「ハイスピード」である。スプリント競技は、競技者が高速で走りながら、複雑な状況下で地図を読み解釈する力、ルートチョイスをプランし実行する力を試す。コースは、競技を通じてスピードという要素が維持されるように設定されなければならない。コースには登りが含まれていてもよいが、競技者が歩かなければならないような急斜面は避けるべきである。コントロールの発見を難しくするのではなく、ベストルートを選び完遂することを要求すべきである。例えば、コントロールからの脱出が最も明らかなルートは、必ずしもベストルートとは限らない。コースは、競技を通じて、競技者に高い集中力を要求するように設定されるべきである。それができないような環境は、スプリント競技には適さない。

1.2 コース設定における留意点

スプリント競技においては、コースに沿って観客の立入りが認められる。コース設定はそれを考慮し、全コントロールを有人とする。重要な通行路には、競技者の接近を観客に警告し、競技者が妨げられないようにするために、警備要員を置くことも必要かもしれない。スタートは会場に置くべきで、コースに沿って観客用の場所を用意してもよい。仮設スタンドを設け、実況アナウンサーを置けば、観客にとっての価値はさらに高まるだろう。コースは、競技者が私有地や立ち入り禁止区域を通過してショートカットしようとするのを避けるように組まなければならない。その危険性がある場合には、そのような場所に審判を配置すべきである。複雑すぎて競技者が高速で走りながら地図を解釈できないような場所（例えば複雑な3次元構造）は避けるべきである。

2. ミドルディスタンス競技

2.1 特徴

ミドルディスタンス競技の特徴は、「技術的難しさ (テクニカル)」である。非市街地 (多くの場合森林) で行われ、正確なナビゲーションが強調され、コントロール発見が難しいコースが組まれる。一貫して地図読みに集中する必要があるが、コントロールへ向かうまたは離れる方向が時折変化する。ルートチョイスの要素は重要だが、オリエンテーリングの技術的要求を損なうべきではない。ルートそのものが、ナビゲーションを要求するものとすべきである。コースはスピードの変化、例えばレグにより異なるタイプの植生など、を要求されなければならない。

2.2 コース設定における留意点

コースは、競技者がコースの途中およびフィニッシュするのを観客から見られるように設定すべきである。スタートは会場に置き、競技中に競技者が会場を横切るようにするのが望ましい。会場の選定に対する要求は、適したトレインという点でも観客に競技者を見せるという点でも非常に高い。会場を横切る (会場内のコントロールを含む) 場所以外では、コースでの観戦は認められない。

3. ロングディスタンス競技

3.1 特徴

ロングディスタンス競技の特徴は、「肉体的な耐久力」である。非市街地 (多くの場合森林) で行われ、競技者の効率的なルートチョイス能力、地図を読み解釈する力、長く肉体的に厳しい中で持久力を維持してレースを組み立てる力が試される。この競技は、タフであれば起伏のあるトレインで、ルートチョイスとナビゲーションが強調される。コントロールは、難しいルートチョイスのあるロングレグの終着点であり、必ずしも発見が難しい必要はない。ロングディスタンス競技は、部分的にミドルディスタンス競技の要素を組みこんでもよい。その場合、コースは、突然ルートチョイス・オリエンテーリングのパターンから、より技術的に難しいレグへ変化することになる。

3.2 コース設定における留意点

コースは、競技者がコースの途中およびフィニッシュするのを観客から見られるように設定すべきである。スタートは会場に置き、競技中に競技者が会場を横切るようにするのが望ましい。ロングディスタンス競技特有の要素は、平均のレッグよりずっと長いロングレッグの存在である。ロングレッグは、トレインの性質にもよるが、1.5km～3.5km の長さに及ぶ。複数のそのようなロングレッグがコースの一部を構成する（そこでも選択したルート上での地図読みの集中力は要求される）。ロングレッグのもう一つの重要な要素は、パックになった競技者を分散させるコース設定技術である。とくに2分間隔スタートの場合、バタフライその他の分散手段を用いるべきである。視界の悪い部分にコースを組み、トレインを分散手段として使うのも重要である。会場を横切る（会場内のコントロールを含む）場所以外では、コースでの観戦は認められない。

4. リレー競技

4.1 特徴

リレー競技の特徴は、「チーム競技」である。リレーは、非市街地（多くの場合森林）で行われる。この形式は、技術的要求をコンセプトとし、ロングディスタンス競技よりはミドルディスタンス競技に近い。競技者が、お互いに接触することなく追いつくことができるよう、比較的長いルートチョイスレッグのようなロングディスタンス競技の特徴も併せもつべきである。競技者がお互いの姿を見失うような特徴（藪や多くのアップダウンなど）を持つトレインが、良いリレーのトレインである。ずっと見通しの良いトレインはリレー向きではない。

4.2 コース設定における留意点

リレーは、チーム競技の直接対決であり、早くフィニッシュしたものが勝者という、観客を楽しませる競技である。会場レイアウトとコース設定はこの点を考慮すべきである（例えば、フォーク形式の場合、異なるコースの所要時間の差は小さくすべきである）。競技者は、各走順とも、会場を横切るようにすべきであり、可能ならば、競技者が最終コントロールに近づくのを会場で見られるのが望ましい。適切な数の中間計時（できれば森の中からの実況とともに）を用意すべきである（会場のスクリーンに映されるTVコントロールも）。マススタート形式であるため、競技者を分散させるコース設定技術（例：フォーキング）が必要となる。有力チームは、注意深く別のフォーキング・パターンに割り当てるべきである。公平さを保つために、最終走者の最後の部分はすべての競技者に共通とすべきである。会場を横切る（会場内のコントロールを含む）場所以外では、コースでの観戦は認められない。

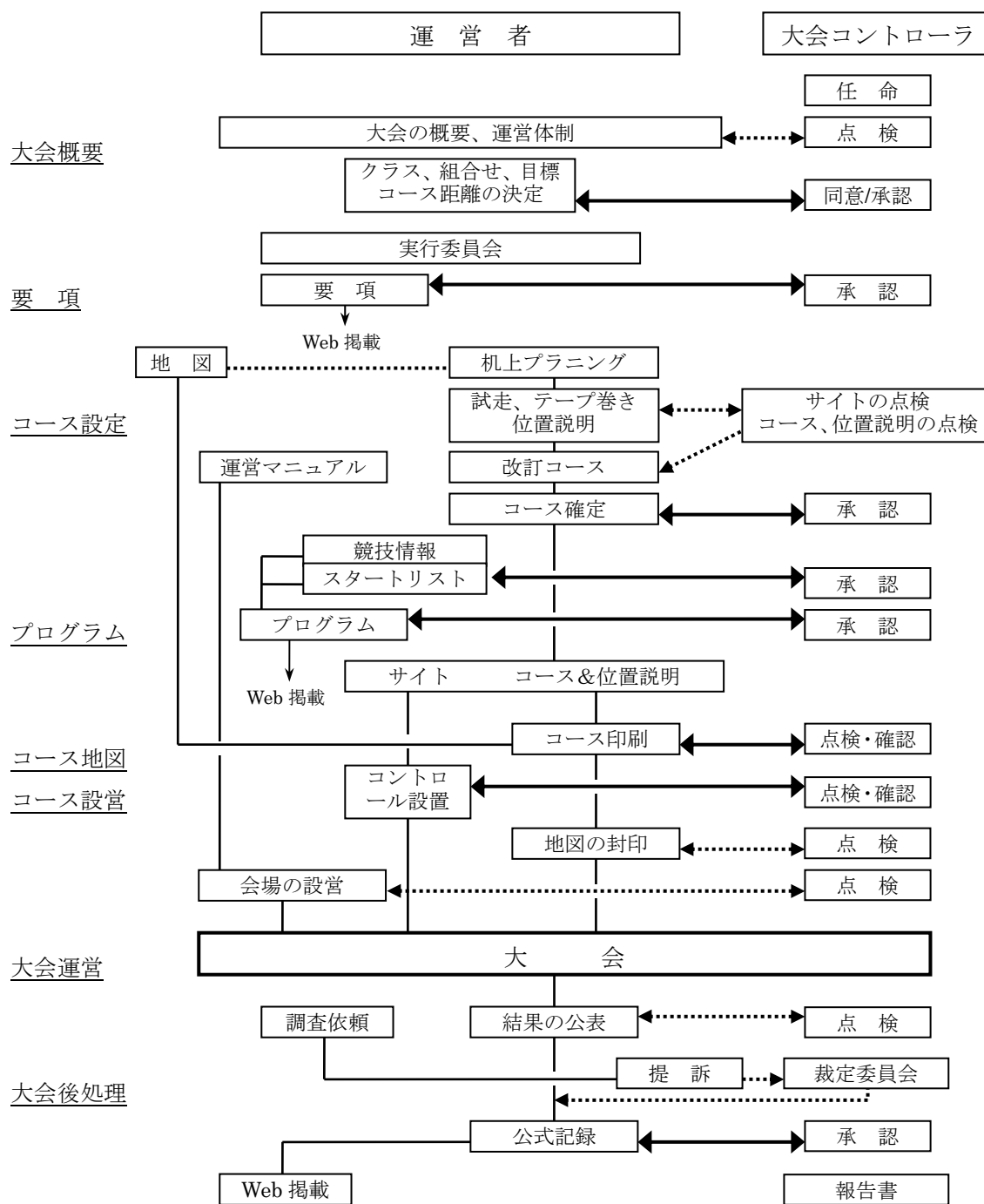
補遺 2 大会コントローラ点検リスト

1. 大会コントローラの任務

大会コントローラの主要な任務は、大会において競技規則をはじめとした諸規則が遵守され、競技が公正に運営されていることを点検・確認することである。

2. 大会におけるコントローラのかかわり

一般的な大会における大会コントローラのかかわりの例を図に示す。多くの段階で点検、承認が必要となる。この点については、運営者も認識しておくことが肝要である。



3. 点検項目

3.1 大会開催決定時（6ヶ月～1年前）

通常、大会コントローラは大会開催決定後に任命されることが多いが、以下の点について把握、点検する。

- ・ 大会計画の概要
 - テレインはオリエンテーリングに適しているか？
 - 地元、土地所有者の了解はとれているか？
 - 制約条件、立入り禁止区域等は把握されているか？
 - 競技形式に適しているか？
 - 地図の手配は？（新規、リメイク、既存地図）
 - 大会開催日は問題ないか（例 他の行事、狩猟期間）？
 - 交通の便、駐車場の確保等に問題はないか？
- ・ 運営体制
 - 実行委員長、運営責任者、競技責任者、コースプランナーは決まっているか？
 - 運営体制は？
 - 全体のスケジュールに無理はないか？
- ・ テレインについて
 - クローズとするのか？
 - テレインを含む旧地図はあるのか？
- ・ 地図について
 - 使用する地図図式は？
 - 規則に合っているか？（縮尺、最小表示寸法、特殊記号等）
 - 新規地図（リメイクを含む）： 調査者、作図者は？ 作成スケジュールは？
 - 既存地図： 修正箇所はないか（修正方法は）？
 - テレインに関わる旧地図は？ その情報の公開は？

3.2 要項作成段階（～遅くとも大会3ヶ月前）

- ・ 記載事項（競技規則 7.2）に漏れはないか？
- ・ 競技規則からの逸脱事項（例 クラス分け、優勝設定時間等）： <承認事項>
 - その理由は明確か、矛盾は生じないか、また内容は適切であるか？
 - 要項に記載されているか？
- ・ 個人情報に関する記載はなされているか？
- ・ 要項の配布方法および配布計画は？
- ・ そのほかの広報手段（例 Web）は？

3.3 コース設定（コースが確定するまで）

<承認事項>

3.3.1 コースの概要（机上プランニングの段階）

- ・ コースプランニングのコンセプトは？
- ・ 「コース設定の原則」に適合しているか？
 - 技術的要求と体力的要求は満たされるか？
 - 競技者の流れに問題はないか？
- ・ 優勝設定時間（ウィニングタイム）は適切か？
 - 設定の根拠（試走タイム、過去のタイム等）は妥当か？
 - 最若年層のクラスで長すぎることはないか（15～20分でもよい）？
- ・ スタート、フィニッシュの位置は適切か？

3.3.2 コースの点検（サイトでの点検を含む）

- ・ クラスとコース数：
 - クラスに見合ったコースとなっているか？
 - Eクラスのコースは他のクラスと分離されているか？
 - ウィニングタイムは適切か？
 - ウィニングタイムの算出方法は妥当か？

- コントロールの通過人数は適切か？
- クラス統合・分割の必要性は？
- コントロール位置：
 - コントロール位置の公平性は確保されているか？
 - 明確に地図上に表記・表現されている特徴物か？
 - レッグとしてコントロール位置は適切か？
 - 隣接コントロールとの距離（30m、60m）は確保されているか？
 - 大きな特徴物の場合、その位置を地図上および現地で特定できるか？
 - 意味のないコントロールはないか？
 - 隣接するコントロールで紛らわしいコントロール識別番号が使われていないか？
- コントロール位置説明：
 - コントロールに関する規則の表記に適合しているか？
 - 日本語併記の必要はないか？
 - 補助説明（方位、寸法等）は示されているか？
- 立入禁止区域、危険区域等に配慮しているか？
- 誘導区間、通過地点は適切か？

3.4 コース地図

- 全コントロール図による一元管理：
 - コントロールの修正・変更等が全てのコースに反映できるシステムとなっているか？
 - コース図の作成方法と確認方法は？
 - コントロール円の中心は正しく特徴物にあるか？
 - コントロール番号、コントロール円、レッグ線が重要な特徴物を邪魔していないか？
 - コントロールを結ぶ結合線は適切か？
 - 立ち入り禁止区域等に対する記載は適切か？
- 印刷方法
 - オフセット印刷：印刷ずれのチェック、色合い
 - （オンデマンド印刷：）
 - プリンタによるオーバープリント：印刷ずれのチェック（許容範囲）
 - プリンタ出力：混色処理（透明化）はなされているか？ 出力見本は？
- 位置説明
 - コントロールに関する規則に従っているか？
 - 競技者への配布（配布方法）は？
- 地図のサイズは適切か（大きすぎることはないか）？
- 記載事項に漏れはないか？ ノースマーク、凡例、リザーブ欄など
- 地図記号に特殊記号は使用しているか？ 凡例、プログラムに記載されているか？
- 地図交換がある場合、その方法に問題はないか？
- 耐水処理の方法は？（耐水紙、プラスチック袋封入、耐水コート処理）
- 完成地図の管理方法は？
- 予備の地図は用意されているか？

3.5 スタートリスト

<承認事項>

- スタート時間間隔：
 - エリートクラスは規則の時間間隔（2分以上）が保たれているか？
 - 若年層クラスの時間間隔は妥当か？
 - 同一コースとなる異なるクラスの時間帯は適正か？
- スタート順：
 - スタート順の決定方法は？ ランダムになっているか？
 - 同一クラブ等の競技者が続いているか？
 - 予選・決勝方式の場合、規則あるいは予め公表した順になっているか？
 - オープンクラスの参加者が正規クラスの競技者に影響を与えることはないか？

- 複数日大会の場合、スタート時刻（時間帯）は配慮されているか？

3.6 プログラム

<承認事項>

- ・ 記載事項（競技規則 10.2）に漏れはないか？
- ・ 競技規則、地図図式等からの逸脱事項は明記されているか？
- ・ 競技時間に関する記述はされているか？
- ・ スタート方法、フィニッシュ方法、電子パンチ等に関する記載は十分されているか？
- ・ 会場へのアクセス、緊急時の対応等、わかりやすく記載されているか？
- ・ ドーピング（実施する場合）に関して記述されているか？
- ・ 傷害保険等に関して記述されているか？
- ・ 個人情報に対する配慮はなされているか？
- ・ スポンサー等への配慮がされているか（広告等は指定どおりになっているか）？
- ・ プログラムの配布方法は？ Web への掲載は？

3.7 コース設営

3.7.1 スタート

- ・ 会場からスタート地区への誘導および標識（テープ等）は適切か？
- ・ ウォーミングアップエリア、待機エリアは確保されているか？
- ・ 地図の配布場所、方法に問題はないか？
- ・ 位置説明の配布は行うのか？ その方法は？
- ・ 電子パンチ使用の場合、その対応（クリア、チェック体制等）はできているか？
- ・ スタート時刻の表示はわかりやすいか？

3.7.2 コントロール設置

- ・ コントロールの設置は適切に行われているか（競技規則 16）
- ・ コントロールフラッグ、支持台にぐらつきはないか？
- ・ コントロール識別番号は見やすく適切に表記されているか？
- ・ 通過人数に見合ったパンチ台が用意されているか？
- ・ 電子式パンチの作動状況に問題はないか？
- ・ 電子式パンチ（SI システム）の場合、予備（バックアップ）のパンチが用意されているか？

3.7.3 フィニッシュ（ゴール）

- ・ 誘導を含めてフィニッシュレーンおよびフィニッシュの方式に問題はないか？
 - 誘導はわかりやすいか？
 - 20m 以上の直線部分を確保することが望ましい。
 - 下り勾配になっていないか？
 - パンチングフィニッシュの場合、十分な数があるか？ 配置は問題ないか？
- ・ フィニッシュラインは明瞭か？
- ・ リレーにおいては、着順判定員が配置されているか？

3.7.4 その他

- ・ 公式掲示板は用意されているか？
- ・ 給水所は適切に配置されているか？
 - ウィニングタイム 45 分以上のコースには必要である
 - スタート地区まで距離がある場合、給水を設けることが望ましい。
 - 夏場にはとくに配慮が必要である。
- ・ 救護所および緊急時の体制はとられているか？
 - 救急用具・備品は用意されているか？
 - 必要に応じて、医師、看護師は配置されているか？
 - 病院、警察等、緊急の場合の連絡体制は確実か？
- ・ コントロールフラッグ、パンチ台等、緊急時の予備は用意されているか？
- ・ コース管理体制は明確になっているか？

3.8 大会当日の運営体制

- ・ 事前にマニュアルが作成され、担当者に周知されているか？
- ・ 雨天時の対応は十分か？
- ・ 緊急時の対応はできているか？
 - 救急体制
 - 各種トラブル対応
- ・ コントロール、電子パンチ（SI）の作動の確認体制は適切か？

3.9 計時および記録

3.9.1 計時システム：

- ・ 使用するシステムは？
- ・ 実績は十分か？ また、システムに熟知したスタッフがいるか？
- ・ トラブルへの対応はマニュアル化されているか？
- ・ バックアップシステムは十分か？

3.9.2 速報

- ・ 方法は？

3.9.3 調査依頼（苦情処理）

- ・ 対応体制ができているか？（調査依頼は運営者・競技責任者が対応する）

3.9.4 公式記録

<承認事項>

- ・ 記録のチェック体制はできているか？
- ・ 調査依頼、提訴の結果が反映されているか？
- ・ JOA 記録の認定のための書式に沿っているか？

4. 裁定委員会

- ・ 裁定委員は決まっているか（裁定委員は主催者が指名する）？
- ・ 大会コントローラが議長を務める（議決権はない）。
- ・ 提訴があった場合に直ちに裁定委員を招集できるか？
- ・ 提訴に関する資料は十分揃っているか？
- ・ 必要に応じて、当事者および関係者から聞き取りが可能か？
- ・ 裁定委員会の決定は最終である。

5. 報告書

- ・ 大会コントローラは、大会終了後 1 ヶ月以内に JOA に報告書を提出しなければならない。
- ・ また、都度の点検結果を速やかに主催者に報告しなければならない。
- ・ 規則からの逸脱事項およびその承認理由を記載する。
- ・ 提訴があった場合は、裁定委員会に提出された資料、結論に至る過程を記載する。
- ・ 調査依頼の内容、救急処理など特記事項は、その概要を記載する。

6. 参考資料

- ・ 日本オリエンテーリング競技規則
- ・ 日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン
- ・ 公認大会開催に関する規則
- ・ 公認大会エリートクラス出場資格規則
- ・ 日本オリエンテーリング地図図式（JSOM2007）
- ・ 日本スプリントオリエンテーリング地図図式（JSSOM2007）
- ・ コントロールに関する規則（JSCD2008）
- ・ コース設定の原則

以上は「オリエンテーリング諸規程集」のほか、最新の規則類は JOA ホームページに掲載しているので、最新のものを準備されたい。

このほか、以下のものが参考になる。

- ・ 村越真：「コントローラガイドライン」、平成 11 年コントローラ講習会資料

平成 18 年 9 月作成
平成 19 年 3 月修正
平成 19 年 5 月修正
平成 20 年 3 月修正
平成 22 年 5 月修正
平成 25 年 1 月修正
平成 25 年 9 月修正
平成 28 年 2 月 7 日修正

索引

項目	[C]競技規則	[A]公認大会	[E]エリートクラス	[G]ガイドライン
エリートクラス出場資格	[C] 5.3	[E] 1, 2, 3	[G] 5.2.1, 5.2.3, 5.2.4, 6.2	NC 実施基準
クラス分け	[C] 4.1	[G] 5.2, 5.3, 5.4		
コース印刷	[C] 13, 14	[G] 14, 15		
コース設定	[C] 11	[G] 12.2, 12.3		
コントロールカード	[C] 17, 19, 20.5	[G] 18		
コントロール位置説明	[C] 14	[G] 15, 19		
コントロール設置	[C] 16	[G] 17		
スタート	[C] 18	[G] 19		
スタートリスト	[C] 9, 10.2	[G] 10.2, 10.3, 10.4, 19		
スタート間隔	[C] 9	[G] 10.3		
スプリント競技	[C] 3.1.5, 12.2	[E] 1.2	[G] 3.1, 4.2, 5.2.4, 12.3.3, 13.1	NC 実施基準
スポンサー	[G] 28, 29			
テレイン	[C] 11, 15, 22.3, 22.4	[G] 12.1, 16, 17		
ドーピング	[C] 22.2	[G] 24		
ナンバーカード	[C] 21.2	[G]		
フィニッシュ	[C] 19, 23.5	[G] 20		
プログラム	[C] 10	[G] 11.1, 11.2		
ミドルディスタンス競技	[C] 3.1.5, 12.2	[E] 1.1	[G] 3.1, 4.2, 5.2.4, 12.3.2, 13.1	NC 実施基準
メディア	[C] 29	[G] 29		
リレー競技	[C] 3.1.2, 9.7, 11.6, 11.7, 12.2, 18.6, 18.7, 20.2, 20.8,		[G] 4.5, 5.2.4, 6.2, 10.3, 12.3.4, 20, 22.1, 21.3	NC 実施基準
ロングディスタンス競技	[C] 3.1.5, 12.2	[E] 1.1	[G] 3.1, 4.2, 5.2.4, 12.3.1, 13.1	NC 実施基準
救護	[C] 10.2, 13.6, 19.5			
給水	[C] 10.2, 13.6, 16.8	[G] 19		
競技規則からの逸脱	[C] 27.2	[G] 2.2, 8, 27		
競技時間	[C] 10.2, 20.4, 20.5	[G] 21		
競技者登録	[C] 5.2, 8.3	[G] 6.1		
競技責任者	[C] 6, 7.2, 24	[G] 25		
計時	[C] 17, 19	[G] 20		
公式掲示板	[G] 11.2			
公認大会カテゴリ	[A] 2, 3.2, 4.1	[E] 2	[G] 4.2, 5.2.3, 7.1	
公認大会申請	[A] 3.2, 4.1	[G] 4.3, 4.4		
裁定委員・裁定委員会	[C] 25	[G] 26		
参加資格	[C] 5	[G] 6		
参加申込み	[C] 8	[G] 9		
主催者	[C] 3.2, 5.1, 5.3, 6.1, 22, 25.1, 28.1, 28.3, 29	[A] 3.1, 3.3, 4.1, 4.4	[G] 4.1	
順位	[C] 20.2, 20.3	[G] 21, 22.1		
成績表(記録)	[C] 20.6, 20.7, 20.8, 24.6, 28.3	[A] 4.4	[G] 22.3, 22.4, 21.5, 27, 28	
全日本大会	[A] 2.2	[E] 1	[G] 4.5, 5.2.4, 6.2, 7.1	NC 実施基準
大会コントローラ	[C] 6.2, 27, 28.2	[A] 3.2, 4.3	[G] 7, 26, 27	
大会報告書	[C] 28	[A] 4.4	[G] 28	
大会要項	[C] 7	[G] 8		
地図	[C] 12, 13	[G] 4.2, 13, 14, 15		
調査依頼	[C] 24	[G] 25.1		
提訴	[C] 24, 25.1	[G] 25.2		
電子パンチ	[C] 17, 19.6	[G] 18, 20		
年齢	[C] 4.2.1	[G] 5.1		
表彰	[C] 20.9	NC 実施基準		
優勝設定時間	[C] 7.2, 11.5, 11.6, 11.8	[G] 12.3		
予選・決勝レース競技	[C] 3.1.3, 9.5, 9.6	[G] 22.4		